

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成29年3月8日(水)

**社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室**

目 次

1 地域生活支援事業等の円滑な実施等について	1
2 意思疎通支援について	8
3 障害者の社会参加の促進について	15

○資料

1－1 平成 29 年度予算案における地域生活支援事業等の拡充について	27
1－2 地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表(案)	28
1－3 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付 要綱新旧対照表(案)	70
1－4 地域生活支援事業等補助金に係るスケジュール	90
1－5 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況	91
1－6 移動支援の実施状況【都道府県別】	92
1－7 地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】	93
1－8 理解促進研修・啓発事業の取組事例	94
1－9 自発的活動支援事業の取組事例	95
1－10 「平成 28 年度版障害者白書(抜粋)」参照	96
2－1 意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】	99
2－2 要約筆記者指導員養成研修 年度別受講・修了者数の推移	103
2－3 失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて	104
2－4 聴覚障害者情報提供施設設置状況	105
2－5 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要	106
2－6 I T サポートセンターの事業取組状況	107

2－7	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・ コミュニケーション支援について（例）	108
2－8	平成29年度内閣府防災部門予算案	109
2－9	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について	113
2－10	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	114
3－1	障害者の芸術文化活動支援の概要	115
3－2	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の案内、行事	131
3－3	身体障害者補助犬関係資料	133
3－4	認定補聴器専門店と認定補聴器技能者	135
3－5	障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等	136

1 地域生活支援事業等の円滑な実施等について

(1) 平成 29 年度予算案

来年度予算案においては、地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じ、効率化・重点化を図りつつ事業の着実な実施を図ることとしている。

また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけ、5割等の補助率を確保し質の高い事業の実施を図ることとしている。

これに伴い、補助金の名称を「地域生活支援事業費補助金」から「地域生活支援事業費等補助金」に改め、488 億円の予算額を確保している。

各自治体においては、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の趣旨を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

(資料 1－1) 平成 29 年度予算案における地域生活支援事業等の拡充について

ア 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（454億円）を確保している。具体的には、必須事業への更なる支援を図る観点から、一部の事業を地域生活支援促進事業へ移行したほか、必要な事業の追加・拡充を行うこととしている。

なお、見直しの内容は以下のとおりである。

1 追加・拡充

- ・手話通訳者の設置がない市町村窓口における遠隔手話通訳サービスの実施（意思疎通支援事業<市>、手話通訳者設置事業<県>）
- ・発達障害者支援地域協議会の設置、運営を必須事業化<県>
- ・精神障害者地域生活支援広域調整等事業の設置主体の拡充<県>（保健所設置市、特別区の追加）
- ・精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修<県>
- ・障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業<県>

2 地域生活支援促進事業への移行

- ・発達障害者支援体制整備事業<県>
- ・障害者虐待防止対策支援事業<市、県>
- ・重症心身障害児者コーディネーター等養成研修事業<県>
- ・強度行動障害支援者養成研修事業<県>
- ・成年後見制度普及啓発事業<市、県>
- ・障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業<県>

3 事業の廃止

- ・自治体の判断で実施されているその他事業を廃止（重要な事業は地域生活支援促進事業の特別促進事業として実施）<市、県>

イ 地域生活支援促進事業

地域生活支援促進事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（34億円）を確保し、発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等の事業を実施する。

その事業の内容は以下のとおりである。

- 1 地域生活支援事業からの移行
 - ・発達障害者支援体制整備事業
 - ・障害者虐待防止対策支援事業
 - ・重症心身障害児者コーディネーター等養成研修事業
（「医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業」に名称変更）
 - ・強度行動障害支援者養成研修事業
 - ・成年後見制度普及啓発事業
 - ・障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業
 - ・特別促進事業
- 2 その他補助事業からの移行
 - ・発達障害児者地域生活支援モデル事業
 - ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業
 - ・工賃向上計画支援事業
 - ・障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）
 - ・就労移行等連携調整事業
 - ・障害者芸術・文化祭開催事業
- 3 新規事業
 - ・障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業
 - ・アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業
 - ・薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業
 - ・ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業
 - ・「心のバリアフリー」推進事業

具体的な事業内容については、参考資料として掲載している「地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）」を参照されたい。

（資料1－2）地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）

ウ 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

地域生活支援事業は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。

一方、地域生活支援促進事業については、地域生活支援事業に含まれる事業やその他補助事業のうち、国として促進すべき事業として特別枠に位置づけ、5割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることとしており、事業ごとに交付する補助金によりそれぞれの事業を実施することとしている。

従って、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の執行に当たっては留意されたい。

エ 平成 29 年度の実施方針と補助金の配分方法

(ア) 地域生活支援事業については、昨年度に引き続き、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とする。これを踏まえ、補助金の配分は必須事業の実績等を最大限配慮することとする。

また、任意事業のうち、地域の要望に応じて市町村又は都道府県の判断により支援を行うことができるとしている事業（「その他日常生活支援」、「その他社会参加支援」、「その他権利擁護支援」、「その他就業・就労支援」）については、平成 29 年度予算案において廃止することとしているが、特に重要な事業については、厚生労働省に協議のうえ地域生活支援促進事業の特別促進事業で実施できることとしている。

(イ) 地域生活支援促進事業については、各事業に係る補助基準額を補助金交付要綱に定めて実施することとしている（一部の事業及び特別促進事業については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする）。

(ウ) 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業に係る地域生活支援事業費等補助金の交付スケジュールは、別添（資料 1－4）を予定している。

なお、地域生活支援事業の特別支援事業、地域生活支援促進事業の一部事業及び特別促進事業については、各自治体より国庫補助協議をして頂くこととしているが、具体的な取扱いや進め方については、予算成立後に速やかにお示しする。

（資料 1－4）地域生活支援事業等補助金に係るスケジュール（案）

（2）地域生活支援事業等実施要綱及び補助金交付要綱の一部改正内容

上記「（1）平成 29 年度予算案」の内容を踏まえ、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業に係る実施要綱及び補助金交付要綱の一部改正を予定しており、予算が成立し次第、改正通知を速やかに発出することとしている。

（資料 1－2）地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）

（資料 1－3）地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱新旧対照表（案）

（3）必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとされている必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、平成 27 年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施して

いない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。併せて、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

(4) 地域生活支援事業の適正な実施

ア 事業者に対する指導の実施

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、これまで、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業等において、事業者の不正受給事案等が生じていた旨の報告を受けている。

各自治体においては、引き続き、事業者に対する指導・点検をお願いしたい。

イ 地域生活支援事業の補助対象外事業

地域生活支援事業の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱において次のように明記している。

【地域生活支援事業実施要綱（抜粋）】

6 留意事項

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものも含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

しかしながら、一部の市町村においては、

- 交付税措置されている地域活動支援センターの基礎的事業を「他の事業」に位置付けている
- 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」や「他の事業」に位置付けている
- 電話の通話料金や補装具の利用者負担を助成する事業を「他の事業」に位置づけている
- 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去において見受けられた。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認していただくようお願いする。

ウ 障害特性に配慮したサービス提供の推進

関係団体から、障害福祉サービス事業者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に配慮した取組みを推進して欲しい旨の意見が寄せられている。

各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

(5) 地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年 4 月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなってい地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

(資料 1－5) 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況

(平成 28 年度)

(6) 移動支援事業

ア 効果的・効率的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者的心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについても配慮願いたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適當と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村においては活用を図られたい。

(資料 1－6) 移動支援の実施状況【都道府県別】

イ 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

(7) 地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料 1－7) 地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

(8) 心のバリアフリーを広めるための取組について

ア 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」

平成 29 年 2 月 20 日に第一回ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議が開催され、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（以下「行動計画」という。）が決定された。

この行動計画は、昨年 2 月に設置されたユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議において、様々な障害団体の参画を得て、共生社会の実現に向けた施策を総合的に検討された内容となっている。

行動計画に示された心のバリアフリーを広げるための地域における取組や障害のある人による取組については、地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業の活用が期待されていることから、各自治体において積極的な取組をお願いしたい。

また、都道府県においても管内市町村が実施する理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業との連携や調整、広域的な事業の実施など心のバリアフリーを広めるための取組が実施できるよう、地域生活支援促進事業に「心のバリアフリー」推進事業」を創設しているので、積極的な取組をお願いしたい。

なお、理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業について、平成 28 年度の取組事例をまとめているが、今後、心のバリアフリーを広めるための好事例の収集を検討しているので協力願いたい。

(資料 1－8) 理解促進研修・啓発事業の取組事例

(資料 1－9) 自発的活動支援事業の取組事例

イ 障害者に関するマークの紹介等や取組について

「理解促進研修・啓発事業」の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等（「平成28年度版障害者白書（抜粋）」参照）については、障害者等に対する理解を深めるため、普及・啓発を目的とした広報活動の実施についても引き続きお願ひする。

また、障害者等に対する取組については、例えば東京都のヘルプマークや鳥取県のあいサポート運動などの取組が実施されているので、今後検討される場合には参考とされたい。

（資料1－10）「平成28年度版障害者白書（抜粋）」参照

（参考）ユニバーサルデザイン2020行動計画（抄）

II. 「心のバリアフリー」

2. 具体的な取組

3) 地域における取組

共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障害のある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していかなくてはならない。そのためには、障害のある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組が展開される必要がある。また、その際には、障害には重複障害を含め、様々な種類や程度があることについても、理解が促進されるよう取り組むことが必要である。また、地域における取組の実施に当たっては、障害のある人自身や障害者団体が主体的にかかわることが期待される。

（具体的施策）

①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

平成28年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。〔厚生労働省等〕

5) 障害のある人による取組

共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障害のある人自身やその家族が、「障害の社会モデル」を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要であり、そのために障害のある人自身やその家族を支援することも必要である。

（具体的施策）

□障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための

取組を進める地方自治体を支援する。また、ピアサポート（障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや情報交換のできる交流）などの取組を進める地方自治体を支援する。更に、平成 29 年度以降、この取組を広めていくために必要な周知啓発を障害者団体に対して行う。【厚生労働省、内閣官房】

2 意思疎通支援について

（1）意思疎通支援の強化等

ア 意思疎通支援事業

地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業の実施体制については、資料 2－1 のとおりである。都道府県等におかれでは、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成 25 年 3 月 27 日障企自発 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、引き続き適切な実施及び実施率の向上に努めていただきたい。

また、意思疎通支援を強化するため、意思疎通支援を行う者の派遣や養成において充実を図った場合等には、地域生活支援事業の特別支援事業により支援することとしているほか、社会福祉法人全国手話研修センターによる手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修について、平成 29 年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

また、平成 29 年度から、手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話通訳サービスを導入した場合にも、地域生活支援事業の対象とすることとしている。

本改正は、聴覚障害者に対する意思疎通支援体制の強化の一手段として、手話通訳者の設置が困難な自治体に限り対象とするものと考えており、現在設置されている手話通訳者の代替として遠隔手話通訳サービスを導入することを想定しているものではないことにご留意いただきたい。

（資料 2－1）意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】

イ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

事業実施にあたっては、次に掲げる事項について御留意願いたい。

- 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたい
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと
- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、必要な支援体制が早期に整備できるよう都道府県における実施も検討されたいこと
- 平成 27 年 12 月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、対象者に失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の身体障害、難病を新たに明記し、

対象者を明確化したので、引き続き、事業実施について留意されたいこと。また、平成 28 年 6 月 28 日付障害保健福祉部企画課長通知により、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が入院する際に、意思疎通支援事業が利用可能であることを周知したことであるので、ご留意願いたいこと

- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となっていること
具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について必須事業として行うこと
- また、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたいこと
- 「音声コード普及のための研修」については、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」を活用する等音声コードの普及を促進していただきたいこと

ウ 要約筆記者の養成及び派遣

要約筆記者派遣事業については、平成 23 年度に新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成・派遣することとし、平成 25 年度からは、要約筆記者派遣事業には原則として登録試験を合格した「要約筆記者」を派遣することとしているところである。

平成 29 年度も引き続き、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に参加の少ない都道府県等におかれでは、積極的に受講者を派遣していただくとともに、その研修修了者を活用して、各都道府県等において確実に養成研修事業を実施していただきたい。

(資料 2－2) 要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況

エ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

失語症者に対する意思疎通支援については、平成 26 年度及び 27 年度において、失語症者向け意思疎通支援者養成のためのカリキュラム等の検討について調査研究事業を実施した。

平成 28 年度においては、失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム検討会を実施し、カリキュラム（案）の検証を行い、養成研修テキストを作成するとともに、地域生活支援事業の特別支援事業により、失語症者向け意思疎通支援事業について、各地域の言語聴覚士協会と共同して失語症向け意思疎通支援事業をモデル的に実施したところである。

平成 29 年度は、平成 30 年度以降の失語症者向け意思疎通支援者養成及び派遣事業の全国展開を目指し、（一社）日本言語聴覚士協会の協力のもと、養成研修の講師となる人材の養成を進めることとしている。

なお、各自治体においては、将来的な全国展開に向け、引き続き特別支援事業を活用した事業の実施に取り組むなどの対応をお願いしたい。

(資料 2－3) 失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて

(2) 情報・コミュニケーション支援

ア 視聴覚障害者への情報提供体制

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第22条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、より一層の充実が求められている。

こうした中、視聴覚障害者情報提供施設については、東日本大震災直後から被災地への手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動を支援するなど、地域における視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の拠点としての機能を果たしているところである。

今後も災害時における被災障害者の安否確認や、避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

このようなことから、聴覚障害者情報提供施設は、平成24年度までの「重点施策実施5ヶ年計画」において、全県設置を目指すとともに、新たに策定した平成25年度から平成29年度までの「第3次障害者基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げているところである。

しかしながら、平成28年12月末現在、全国で52施設（指定都市を含む）の設置にとどまっていることから、引き続き、未設置の自治体におかれでは、設置についての検討をお願いする。

(資料 2－4) 聴覚障害者情報提供施設設置状況

イ 視聴覚障害者情報提供施設に係る運営費

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとしている。

また、国際障害者交流センター（「ビッグ・アイ」）が実施する「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域において実践的救援訓練を実施した場合、その費用については「施設機能強化推進費」の「総合防災対策強化事業」の対象としているので活用いただきたい。（平成25年5月20日付事務連絡 「「災害時視聴覚障害者リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用した地域における実践的救援訓練について」）

また、身体障害者保護費国庫負担金については、平成22年度の決算検査報告において、対象外経費への不適切な支出についての指摘を受けているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

ウ 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の運用

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の運用開始（平成 22 年 4 月から）により、身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようになったが、さらに、平成 28 年度予算においてサピエを活用し地域生活情報の提供等を行う「視覚障害者用地域情報提供事業」を地域生活支援事業に追加したところであるので、当該事業の実施について、引き続き検討をお願いする。

また、全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、地域の聴覚障害者への映像情報等の提供を推進したところであり、視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、引き続き視聴覚障害者情報提供施設に整備した機能の有効活用をお願いしたい。

（資料 2－5）視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

エ 点字図書、大活字図書等の給付

視覚障害者が情報を得るために必要な「点字図書」や「大活字図書」、「DAISY 図書」などについては、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業において利用者の状況等に応じて柔軟に支給できることとなっているので、引き続き、各市町村においては、地域の障害者の実情やニーズ等を十分に踏まえた上で、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

オ 手話通訳者等の人材養成

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・手話通訳者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し、全国的規模で実施しているところである。平成 29 年度も引き続き同様の実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成 25 年度から手話奉仕員養成研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業としたところであり、手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を社会福祉法人全国手話研修センターに委託して実施しているので、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

カ 障害者の情報通信技術の利用機会拡大

情報通信における情報アクセシビリティの向上については、障害者基本計画において、IT の活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者の IT の利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域生活支援事業等を活用し、地域における IT 支援の総合サービス拠点となる障害者 IT サポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティアの養成・派遣等を積極的に実施していただくようお願いしたい。

(資料 2－6) IT サポートセンターの事業取組状況

(3) 災害時における視聴覚障害者支援

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月内閣府（防災担当））」をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、災害発生時には、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供など障害特性に応じた配慮をお願いしたい。

(資料 2－7) 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

さらに、被災した障害者に対する支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。

また、避難所（福祉避難所を含む。）及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用が可能であるとともに、避難訓練等の災害対策活動を実施する場合には同事業の「自発的活動支援事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いするとともに、内閣府（防災担当）の災害予防関係事業についても活用が可能であることから併せて周知をお願いしたい。

(資料 2－8) 平成 29 年度内閣府防災部門予算案
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/index.html>)

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（日本赤十字社 HP : <http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/document/>）が公表されているところであるので参照されたい。

(4) 盲ろう者向け福祉施策

ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進

「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成25年4月から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであるが、都道府県のみならず、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。

なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間も、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられるよう都道府県と連携するようご留意いただきたい。

(資料2-9) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

また、平成23年10月から「同行援護」が施行されたが、盲ろう者に対するコミュニケーション支援は、触手話や指点字など視覚障害者(児)への支援方法とは異なるものであることから、多くの盲ろう者に対する支援は、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」において引き続き実施する必要があるので、今後とも本事業の推進が図られるようお願いしたい。

同じく、養成研修事業についても、平成25年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであり、全都道府県において実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。同養成研修事業の講師については、「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」(社会福祉法人全国盲ろう者協会において実施)や、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」(国立障害者リハビリテーションセンターにおいて平成27年度まで実施)の修了者が望ましいので、活用をお願いしたい。また、全国での研修実施体制確保のため、「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」へ積極的に受講者を派遣されたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の実施に当たっては、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について(平成25年3月25日障企自発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)」をお示ししており、このカリキュラムを参考に同事業の実施に努めていただきたい。

イ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施等について

平成22年度及び平成23年度において、盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施し、盲ろう者のための支援マニュアルが作成されたところである。

平成24年度以降は、そのマニュアルを用いて、盲ろう者に対してコミュニケーション、家事、歩行、パソコン操作等の生活訓練のモデル事業や、上記のモデル事業の対象者のフォローアップ調査を社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託して実施しているところであるので、ご承知おきいただきたい。

(5) 行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の動向を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、厚生労働省においては、平成28年度に、庁舎内の点字ブロックの拡充や、来訪者受付への情報支援機器（聞こえをサポートするスピーカー及び遠隔手話通訳サービス等が利用可能なタブレット）の設置を行ったところであるが、各自治体におかれても、情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）が平成23年8月5日に公布・施行され、第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外にFAX番号又はメールアドレスの周知

[参考1] 内閣府HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html>
- 「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）
<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>
- 「公共サービス窓口における配慮マニュアル－障害のある方に対する心の身だしなみー」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考2] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

(6) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第28回試験（平成28年度）の合格発表が平成29年1月31日（火）に行われたところである。

（資料2-10）手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

第29回試験（平成29年度）についても、以下のとおり全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間の日程で実施される予定となっているので、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

第29回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成29年9月30日（土）〔会場：東京、大阪、熊本〕

実技試験 平成29年10月1日（日）〔会場：東京、大阪、熊本〕

3 障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加の促進は、共生社会の実現のために極めて重要であることから、厚生労働省としても、様々な支援を行っているところであり、このうち、芸術文化活動、身体障害者補助犬、補装具費支給制度及び日常生活用具等給付等事業、障害者の支援機器に関しては、次のとおり促進することとしている。

(1) 芸術文化活動の振興

ア 全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については、平成27年度から国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としている。また、平成29年度及び平成30年度については、国民文化祭との一体開催が予定されている。このため、開催地となった都道府県においては、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会と同様に、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の相互の連携を図ることにより、国民の障害への理解をより一層促進するよう努められたい。

なお、平成29年度以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり予定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力を願いしたい。

- 第17回（平成29年度）奈良県（平成29年9月1日～11月30日予定）
 第18回（平成30年度）大分県（平成30年10月6日～11月25日予定）
 第19回（平成31年度）新潟県（予定）
 第20回（平成32年度）宮崎県（予定）
 第21回（平成33年度）和歌山県（予定）

また、平成29年度予算案においては、全国障害者芸術・文化祭が、各地域のサテライト開催と連携・連動した大会となるよう、開催県（奈良県）にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図ることとしている。

各都道府県におかれましては、奈良県との連携に努められたい。

＜障害者芸術・文化祭のサテライト開催＞

平成28年度において、全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催を地域生活支援事業（都道府県事業）のメニューとして追加し、全国的な機運の醸成を図ることとしたところであるが、平成29年度予算案においては、本事業を地域生活支援促進事業に位置付け、補助率を1／2とすることとしているので、各都道府県におかれましては、本事業の活用について積極的にご検討いただきたい。

イ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施

（ア）障害者の芸術活動支援モデル事業のとりまとめ

平成25年に開催した「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」における中間取りまとめを受け、平成26年度から3年間を目途に、芸術活動を行う障害者やその家族、福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援する拠点に関するモデル事業を実施し、その成果を今後のさらなる障害者の芸術活動支援の推進につなげていくこととしている。

本モデル事業の実施団体については、都道府県の側面的支援を受けつつ実施することが事業の円滑な実施に効果的であることから、各都道府県の推薦を受けた団体であることを必須としており、平成26年度は5団体、平成27年度は7団体、平成28年度は10団体で実施しているところである。

これまで、成果につながる取組事例集を平成26年度及び平成27年度に作成してきたところであるが、今年度は3年間の成果を「障害者の芸術活動支援センター設立・運営マニュアル」としてとりまとめ、ホームページ等で公表することを予定しているので、ご承知おきいただきたい。

これまでのモデル事業実施団体の取組状況や成果については、モデル事業連携事務局が運営するホームページ（障害者の芸術活動支援モデル事業[厚生労働省]）において公表しており、今後も、厚生労働省ホームページ等でも公表していくこととしているので、ご参考いただきたい。

(イ) 障害者芸術文化活動普及支援事業の創設

平成 29 年度予算案においては、本事業で培った支援ノウハウを全国展開し、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図るため、「障害者芸術文化活動普及支援事業」を創設し、美術のみならず、演劇、音楽等の舞台芸術に対する支援体制の充実を図ることとしている。

現在、平成 29 年度の公募を行っているところであるので、各都道府県におかれでは、応募団体の推薦などご協力をお願いしたい。

なお、平成 29 年度予算案においては、定額（10／10）補助であるが、今後は、地域における実施体制の構築を図ることがより一層重要となることから、平成 30 年度には、実施主体を都道府県とすることを予定している。各都道府県におかれでは、予算措置等の準備をお願いしたい。

(資料 3－1) 障害者の芸術文化活動支援の概要

ウ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行うため、厚生労働省と文化庁の共催で「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を開催しており、随時、各都道府県に情報提供していくこととしているので、厚生労働省ホームページ等をご参照いただくとともに、関係団体等に周知いただきたい。（これまでに、平成 27 年 6 月 30 日、12 月 9 日、平成 28 年 11 月 9 日に開催）

エ 芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じて、障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者がスポーツに親しむ機会の提供等に関する支援について、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

(2) 「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を發揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすい 21 世紀のノーマライゼーションのモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大 300 席の車椅子席を設定でき、障害のある者も障害のない者

も利用可能な多目的ホールや、研修室、車椅子利用でも余裕の広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

(資料3－2) 国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の案内、実施事業一覧
(詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。)

併せて、災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を本年度から実施しており、引き続き29年度も実施を予定しているので、関係機関への周知をお願いしたい。

（3）身体障害者補助犬について

ア 制度の理解促進

身体障害者補助犬の使用者が地域で安心して生活するためには、地域において補助犬及びその使用者に対する正しい理解の促進が重要である。

しかしながら、一部の医療機関、飲食店等において、未だに身体障害者補助犬及びその使用者の受入拒否が散見されるところであり、先般公表された「障がい者の舞台芸術表現・鑑賞に関する実態調査報告書」（2017年2月、日本財團パラリンピックサポートセンターパラリンピック研究会発行）によると、公立文化施設協会加盟施設に対する調査において、ホール内に補助犬を同伴できない劇場・文化施設が15.9%も回答した結果があったところである。

各地方公共団体におかれては、関係部署とも十分連携いただき、制度の周知徹底をお願いしたい。

イ 制度の普及啓発

厚生労働省では、これまでにも「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力をいただきながら身体障害者補助犬やその使用者に対する国民の理解の促進に取り組んできたところである。特に、平成28年8月に発生した東京メトロ青山一丁目駅のホーム転落事故以降は、普及啓発イベントにおいて、補助犬使用者に対しては、積極的にお声がけいただくよう、強くお願いしているところである。

また、平成28年8月18日に、政府インターネットテレビで、補助犬の理解促進のための番組を掲載したので、各地方公共団体の担当者におかれては、必ずご試聴いただくとともに、病院や公共施設等の地域の事業所等への周知をお願いしたい。

<番組名>

政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン！」

～障害のある方のパートナー もっと理解しよう！ ほじよ犬のこと」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14097.html>

政府 補助犬 で検索

なお、広報啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等の追加が必要な場合には送付するので、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係
TEL : 03-5253-1111 (内線 3073)

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

ウ 身体障害者補助犬育成促進事業の活用

身体障害者補助犬が、使用者とともに円滑に地域社会に受け入れられるためには、使用者と受入側の相互の理解を深めることが重要である。

このため、平成 28 年度から、地域生活支援事業において、身体障害者補助犬の育成に要する費用の補助に加えて、新たに

- ① 地域における理解促進や普及・啓発
- ② 利用希望者のニーズ把握、訓練事業者の供給体制の把握
- ③ 他県との連携体制の構築

を対象としたところである。

各都道府県におかれては、これらを積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨や障害者差別解消法の施行も踏まえつつ、地域の理解促進、ニーズ・供給体制の把握及び良質な補助犬の確保に、より一層取り組んでいただきたい。

(資料 3－3) 身体障害者補助犬関係資料

(4) 補装具費支給制度

ア 補装具費支給制度における借受け方式の導入について（平成30年度施行）

身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に要する費用について支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」よりも「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。

そこで、先般の国会における障害者総合支援法の一部改正法案の成立により、平

成30年度から、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切な場合に限り、「貸与」に要する費用について、新たに補装具費の支給の対象とすることとなっている。

現在、公益財団法人テクノエイド協会において、平成28年度調査研究事業「補装具費支給制度への借受け導入に係る制度のあり方に関する研究」を実施しているところであり、今年度中に成果がまとまり、公表される予定である。当該成果等を踏まえ、今後、具体的な対象要件等を、各地方公共団体等に情報提供していくので、各地方公共団体におかれでは、平成30年度の円滑な施行に向けて、準備願いたい。

イ 補装具の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用にあたっては、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところである。申請者の状況を適切に判定し、支給決定された補装具が確実に申請者に引き渡さられるよう、引き続き補装具費の適正な運用に向けた取組をお願いする。

当室へは、これまでにも、下記のような取組の好事例について報告を受けているところであり、各自治体におかれでは、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具費の適切な支給に向けた全国の取組を推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

【取組例】

＜都道府県域が広大な自治体の場合の対応＞

- ① 身体障害者更生相談所（支所を含む）の複数設置
- ② 巡回相談（判定）の実施

＜適切な補装具取扱い業者を選定するための対応＞

- ① 事業者の専門性の確認（「認定補聴器専門店」等の民間認定を含む）
- ② 取扱い種目に対応した専門知識を有する者の配置状況の確認（「認定補聴器技能者」等の民間資格を含む）

（資料3－4）認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

＜適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等を行うための対応＞

- ① 処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
- ② 補装具の引渡し後、直接又は写真の提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

ウ 難病患者等に対する補装具費の取扱い

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等

が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づく補装具が必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体の状況や生活環境を考慮するなど、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

エ 介護保険との適用関係

補装具費と介護保険制度との適用関係については、車椅子など補装具と同様の品目は介護保険サービスによる保険給付を優先して受けすることが基本となるが、標準的な既製品ではなく、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費を支給して差し支えないこととしている（平成19年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）。このため、各市町村におかれては、障害者等の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用されることなく、障害者等の個別の状況を考慮した上で適切に判断するようお願いする。

オ 耐用年数の取扱い

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者等の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の実情に沿った対応が行われるよう十分な配意をお願いする。

（5）日常生活用具給付等事業

ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施等

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成27年度実績では、ほぼ100%の市町村で実施している。

本事業は事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、事業実施の効率化が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、過去に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、ニーズを把握した上で実勢価格の調査を行う等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額等となるよう見直しに努められたい。

特に、ストーマ用装具については、購入価格につき、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するほか、紙おむつ等については、適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。

なお、給付が必要な方には、財源によって一律に給付を妨げることにより、日常生活や社会参加の妨げとならないよう、ご留意いただきたい。

イ　日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ　難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の対象となっている。

各市町村におかれでは、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の給付等を行う必要があるが、給付等の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

(6) 支援機器等

ア　自立支援機器の開発促進

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた自立支援機器の実用的製品化支援や技術支援が重要である。このため、実用的製品化に要する費用の一部を助成することにより、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

開発費については、これまで、モニター評価に要する経費などの実用的製品化に要する費用の一部について、総事業費の1／2を助成していたが、平成29年度予算案においては、開発を行う中小企業に対する補助率を2／3に引き上げし、新たな企業の参入を促すとともに、より一層の開発を促進することとしている。

また、開発テーマに「障害者の就労支援機器」を追加し、就労に資する支援機器の製品化を促すこととしている。

なお、平成29年度の実施団体の公募を現在実施しており、予算案成立後、速やかに実施団体を決定し、開発企業の公募を実施する予定である。

イ　シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

平成26年度から、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発をスタートさせる機会を設ける「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催し、実用的製品開発に寄与するとともに、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。平成28年度は、大阪と東京の2ヶ所で開催し、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいたところである。また、各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

平成29年度は、開催場所や開催日数の見直しを行い、より参加しやすいよう工夫することとしているので、各都道府県におかれでは、管内市区町村、関係団体及び福祉機器開発関連企業等に対して周知を図っていただくとともに、産業振興担当等関係部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いしたい。

ウ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、平成22年2月から運用しているところである。

平成28年3月からは、スマートフォンからの投稿も可能となるよう改良されたところであるので、各都道府県等におかれでは、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)

エ 地域における障害者自立支援機器の普及促進

近年の開発技術の進歩などにより、障害者向けの支援機器の開発が進んでいるが、地域における障害者のみならず、病院や市町村からは、どういった支援機器があるか分からず、活用できるか分からずといった声がある。

一方、開発を行う企業としても、障害者がどのような困りごとがあるか、どのような支援機器があると生活や社会参加に役立つか、ニーズを把握する機会が乏しいといったご意見が見受けられるところである。

このため、平成28年度に、地域生活支援事業（指定都市を含む都道府県事業）のメニューに「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を追加し、地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」において、個別相談等を通じてニーズの把握を行いながら、地域の社会資源を活用したネットワークづくりや機能強化を支援することにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図ることとしたところである。

当該事業は、地域において新たな社会資源を創造し育していく事業であり、厚生労働省としても、現場の状況を把握していくながら、具体的なイメージや事例について、引き続き、情報提供していきたいと考えている。

各都道府県、指定都市におかれでは、積極的に当該事業の活用をご検討いただき、より障害者のニーズに即した支援機器の開発が促進されるとともに、支援機器の必要な方に適切な支援機器がより確実に届くよう、地域における障害者の支援環境の充実を図っていただきたい。

(資料3－5) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等

資料

平成29年度予算案における地域生活支援事業等の拡充について

- 意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、効率化・重点化を図りつつ事業の着実な実施を図る。
- また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけ、5割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図る。

1. 平成29年度予算案の概要

地域生活支援事業費補助金 464億円

○地域生活支援事業 464億円 (補助率50/100以内)

地域生活支援事業費等補助金 488億円

- 地域生活支援事業 454億円 (補助率50/100以内)
〔発達障害支援地域協議会設置の必須事業化、手話通訳者の設置がない市町村窓口等における遠隔手話サービスの実施等を追加〕
- 地域生活支援促進事業 34億円 (補助率1/2, ※定額(10/10相当))



2. 地域生活支援促進事業（34億円）の概要

(1) 地域生活支援事業からの移行

- ①発達障害児者地域生活支援モデル事業
- ②かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業
- ③工賃向上計画支援事業※
- ④障害者就業・生活支援センター事業 (生活支援等事業)
- ⑤就労移行等連携調整事業
- ⑥障害者芸術・文化祭開催事業※
- ⑦特別促進事業（その他事業からの移行）

(18億円)

(2) その他補助事業からの移行

- ①発達障害児者地域生活支援モデル事業
- ②かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業
- ③工賃向上計画支援事業※
- ④障害者就業・生活支援センター事業 (生活支援等事業)
- ⑤就労移行等連携調整事業
- ⑥障害者芸術・文化祭開催事業※
- ⑦「心のバリアフリー」推進事業

(13億円)

(3) 新規事業

- ①障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業
- ②アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業
- ③薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業
- ④ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業
- ⑤「心のバリアフリー」推進事業

(3億円)

(総額 1-1)

※定額(10/10相当)は、(2) の③工賃向上計画支援事業の一部及び⑥障害者芸術・文化祭開催事業

(資料1－2)

「地域生活支援事業等の実施について」 新旧対照表（素）

(下線部が改正部分)

	改正	現行
障発第0801002号	障発第0801002号	障発第0801002号
平成18年8月1日	平成18年8月1日	平成18年8月1日
平成19年6月18日	平成19年6月18日	平成19年6月18日
改正 平成20年3月28日	改正 平成20年3月28日	改正 平成20年3月28日
改正 平成21年3月31日	改正 平成21年3月31日	改正 平成21年3月31日
改正 平成22年3月25日	改正 平成22年3月25日	改正 平成22年3月25日
改正 平成23年3月30日	改正 平成23年3月30日	改正 平成23年3月30日
改正 平成24年4月5日	改正 平成24年4月5日	改正 平成24年4月5日
改正 平成25年5月15日	改正 平成25年5月15日	改正 平成25年5月15日
改正 平成26年3月31日	改正 平成26年3月31日	改正 平成26年3月31日
改正 平成26年6月10日	改正 平成26年6月10日	改正 平成26年6月10日
改正 平成27年4月10日	改正 平成27年4月10日	改正 平成27年4月10日
改正 平成28年3月30日	改正 平成28年3月30日	改正 平成28年3月30日
改正 平成28年11月14日	改正 平成28年11月14日	改正 平成28年11月14日
改正 平成29年 月 日		
都道府県知事 殿 各 指定都市市長 中核市市長		
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公印省略)		
地域生活支援事業等の実施について		
		地域生活支援事業の実施について

改正	現行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙1のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成18年10月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>また、新たに、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援促進事業について、別紙2のとおり「地域生活支援促進事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、別紙3に記載する通知を廃止する。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙1のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成18年10月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、別紙2に記載する通知を廃止する。</p>	

改正	現行
<p>別紙 1 地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1～2 (1) 同左</p> <p>2 実施主体</p> <p>(2) 都道府県地域生活支援事業 都道府県を実施主体とする。</p> <p>ただし、発達障害者支援センター運営事業及び発達障害者支援地域協議会による体制整備事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を含む。</p> <p>なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</p>	<p>別紙 1 地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1～2 (1) 略</p> <p>2 実施主体</p> <p>(2) 都道府県地域生活支援事業 都道府県を実施主体とする。</p> <p>ただし、発達障害者支援センター運営事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を含む。</p> <p>なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</p> <p>3～6 同左</p> <p>(別記1)～(別記5) 同左</p> <p>(別記6)</p> <p>意思疎通支援事業</p> <p>1～4 (4) 同左</p> <p>4 留意事項</p> <p>(5) 手話通訳者を設置する事業において設置する手話通訳者は、(2)のアに掲げる者の設置に努めるものとする。</p> <p>なお、手話通訳者の設置が困難な市町村においては、遠隔手話通訳サービ</p>

改正	現行
スによる実施も可能とする。	<p>(別記 7) ~ (別記 10) 同左</p> <p>(別記 11)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>(注) 交付税を財源として行われる「障害支援区分認定等事務」、「自動車運転免許取得・改造助成」及び「更生訓練費給付」については、別添 3 のとおりである。</p> <p>(削除) 【日常生活支援】 (1) ~ (8) 同左 (削除)</p>
	<p>(別記 7) ~ (別記 10) 略</p> <p>(別記 11)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業の財源により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>(注) 交付税を財源として行われる「障害支援区分認定等事務」、「自動車運転免許取得・改造助成」及び「更生訓練費給付」については、別添 3 のとおりである。</p> <p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1) ~ (8) 略 (9) <u>重症心身障害児者等コーディネーター養成研修等</u> ア 目的 重症心身障害児者や人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「重症心身障害児者等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、重症心身障害児者等に対する支援が適切に行える人材を養成することともに、重症心身障害児者の支援に携わる福祉、医療、保健、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、重症心身障害児者等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。 イ 事業内容等 (ア) 実施について 実施主体は、市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施）とする。 (イ) 事業内容 a 重症心身障害児者等を支援する人材の養成</p>

	現行	
	改正	<p>地域の障害児通所支援事業所や保育所や放課後児童クラブ等において重症心身障害児者等への支援に従事できる者を養成するための研修や、重症心身障害児者等の支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成するための研修を実施する。</p> <p>b 支援体制の整備</p> <p>地域において重症心身障害児者等の支援に携わる福祉、医療、保健、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置し、支援にあたっての現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等を行うとともに重症心身障害児者等の支援を行う施設の確保等を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(10) その他日常生活支援</p> <p>上記(1)から(9)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(6) その他社会参加支援</p> <p>上記(1)から(5)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【権利擁護支援】</p> <p>(1) 成年後見制度普及啓発</p> <p>ア 目的</p> <p>成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。（「親亡き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関する情報等の記録を活用することによるものも含む。）</p> <p>(2) 障害者虐待防止対策支援</p> <p>(削除)</p>

改正	現行
	<p><u>ア 目的</u></p> <p>障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p><u>イ 事業内容</u></p> <p>(ア) 虐待時の対応のための体制整備</p> <p>(イ) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施</p> <p>(ウ) 専門性の強化</p> <p>(エ) 連携協力体制の整備</p> <p>(オ) 普及啓発</p> <p>(カ) その他地域の実情に応じて実施する事業</p> <p><u>ナ 留意事項</u></p> <p>市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること。</p> <p>(3) <u>その他権利擁護支援</u></p> <p>上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】</p> <p>(1)～(2)同左</p> <p>(削除)</p> <p>上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【別添3】略</p>

	改正	現行
(別記 12)	(別記 12)	(別記 12)
専門性の高い相談支援事業	専門性の高い相談支援事業	専門性の高い相談支援事業
1 目的	1 目的	1 目的
特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。	特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むこととする目的とする。	特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むこととする目的とする。
(注) 交付税を財源として実施される「障害児等療育支援事業」に加えて、 <u>地域生活支援事業費等補助金</u> により補助される「障害者就業・生活支援センター事業」の外、国庫補助の対象となる事業について以下のとおり示したものである。	(注) 交付税を財源として実施される「障害児等療育支援事業」に加えて、 <u>障害者総合支援事業費補助金</u> により補助される「障害者就業・生活支援センター事業」の外、国庫補助の対象となる事業について以下のとおり示したものである。	(注) 交付税を財源として実施される「障害児等療育支援事業」に加えて、 <u>地域生活支援事業費等補助金</u> により補助される「障害者就業・生活支援センター事業」の外、国庫補助の対象となる事業について以下のとおり示したものである。
なお、「障害児等療育支援事業」については、別添4のとおりである。 <u>「障害者就業・生活支援センター事業」</u> については、別紙2の別記8のとおりである。	なお、「障害児等療育支援事業」については、別添4のとおりである。 <u>「障害者就業・生活支援センター事業」</u> については、別紙2の別記8のとおりである。	なお、「障害児等療育支援事業」及び「障害者就業・生活支援センター事業」については、別添4のとおりである。
2 同左	2 同左	2 路
		【別添 4】
1 同左 (削除)	1 路 2 障害者就業・生活支援センター事業	1 路 2 障害者就業・生活支援センター事業
	(1) 概要	(1) 概要
	職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る。	職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る。
	(2) 実施主体	(2) 実施主体
	都道府県	都道府県

改正	現行
<p>(3) 事業の具体的な内容</p> <p>平成14年5月7日職高発第0507004号・障発第0507003号厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」の「別紙3」に記載。</p> <p>(別記13)～(別記15) 同左</p> <p>(別記16)</p> <p>1～2 (2) 同左</p> <p>2 実施事業</p> <p>(3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業</p> <p>広域的な支援事業</p> <p>広域的な支援事業</p> <p>1～2 (2) 略</p> <p>2 実施事業</p>	<p>(3) 事業の具体的な内容</p> <p>(別記13)～(別記15) 略</p> <p>(別記16)</p> <p>広域的な支援事業</p> <p>1～2 (2) 略</p> <p>2 実施事業</p>

	改正	現行
	<p>活動状況等について検証を行う。また、関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。</p> <p>なお、協議会の設置・運営に当たっては、文部科学省の特別支援教育関係事業において設置される「特別支援連携協議会」と緊密に連携を図る。</p> <p>(別記 17)</p> <p>1 同左 2 (1) ~ (4) 同左 (削除)</p>	<p>(別記 17)</p> <p>1 略 2 (1) ~ (4) 略 (5) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業 ア 目的 強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とする。 イ 事業内容 別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業</p> <p>(削除)</p> <p>(6) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業 ア 目的 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者が強度行動障害を持つ者等に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めることを目的とする。 イ 事業内容 別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業</p> <p>(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (8) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (9) 精神障害関係從事者養成研修事業 ア 目的 障害・介護分野ともに精神障害者の特性に応じた支援を提供できる從事者を養成することを目的とする。 イ 事業内容</p>

		改正	現行
3 同左 (別記18)	任意事業	<p><u>(9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業</u></p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>(削除) 【日常生活支援】 (1)～(3) 同左 (削除)</p>	<p><u>(10) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業</u></p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1)～(3) 喰 (4) <u>発達障害者支援体制整備</u> ア 目的 <u>自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害児（者）」）</u> という。）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、発達障害者支援センターを中心として、都道府県・指定都市の域内における発達障害児（者）の福祉の向上を図るものである。</p> <p>イ 事業内容等 (ア) 実施について 以下の（イ）から（エ）に定める各支援事業の実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、（イ）の都道府県等支援体制整備については、軽微な事務手続き等を除き委託できないものとする。</p> <p>(イ) <u>都道府県等支援体制整備</u> a 目的 <u>発達障害者支援体制整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置</u></p>

改正	現行	
		<p>し、都道府県等内の発達障害児（者）への支援体制の整備状況を把握し、支援体制の充実を目指す。</p> <p>b 委員会の構成</p> <p>医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野の有識者、発達障害者地域支援マネジャー及び担当部局、当事者団体、親の会、発達障害者支援センターの関係者等とする。</p> <p>c 事業内容</p> <p>委員会では、都道府県内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握し、市町村又は障害福祉署域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証を行う。</p> <p>なお、委員会の設置に当たっては、文部科学省の特別支援教育関連事業において設置される「特別支援連携協議会」と密接に連携を図る。</p> <p>(ア) 家族支援体制整備</p> <p>a 目的</p> <p>発達障害児（者）の子育てへの相談・助言、発達障害児（者）の不適応や問題行動に対する家族支援体制の構築を図る。</p> <p>b 事業の内容</p> <p>(a) ペアレントメンター</p> <p>ペアレントメンター（注1）の養成に必要な研修等を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図るとともに、ペアレントメンター・コーディネーター（注2）を配置し、家族への適切な支援に結びつける。</p> <p>(b) 発達障害児（者）の適応力向上のためのペアレントトレーニング</p> <p>（注3）を実施する。</p> <p>(c) 発達障害児（者）の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（S S T）（注4）を実施する。</p> <p>(d) その他家族支援体制の構築に必要な取組</p> <p>(注1) 発達障害児（者）の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。</p> <p>(注2) ペアレントメンターの活動状況を把握し、情報提供などのサポートや相談希望者（親など）とペアレントメンターを適切に結びつける判断を行う</p>

改正	現行
	<p>（注3）親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。</p> <p>（注4）子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。</p> <p>（工）地域支援体制サポート</p> <p>a 目的</p> <p>住民及び関係者等の発達障害に対する理解を深めること等を通じて地域でのネットワーク構築による支援体制の整備を図る。</p> <p>b 事業の内容</p> <p>（a）発達障害者地域支援マネジャーによる関係機関への連絡、調整、助言、指導等</p> <p>i 発達障害者地域支援マネジャーの配置等</p> <p>発達障害者支援センター又は管内において事業を行っている社会福祉法人等に委託し、「発達障害者地域支援マネジャー」（以下、「マネジャー」という。）を配置して市町村、事業所、医療機関等が発達障害児（者）の特性に沿った対応ができるよう連絡、調整、助言、指導等を総合的に行わせることにより、地域支援機能の強化を図る。</p> <p>また、管内で活動するマネジャーで構成する「地域支援体制マネジメントチーム」を組織して連携を強化するなど、一貫性・一体性を持った支援体制の整備を図る。</p> <p>ii マネジャーの業務</p> <p>マネジャーは以下の業務を行うものとする。</p> <p>(i) 市町村支援</p> <p>マネジャーは、アセスメントツールの導入や個別支援ファイルの活用・普及その他市町村内の支援体制の整備に必要な相談、助言等を行ふ。</p> <p>(ii) 事業所等支援</p> <p>マネジャーは、事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるよう助言、指導等を行う。</p> <p>(iii) 医療機関との連携</p> <p>マネジャーは、管内の医療機関と緊密な連携を構築し、専門的な診断</p>

改正	現行	
		<p>評価や行動障害等に係る入院治療その他身近な地域での発達障害に関する適切な医療の提供に必要な情報の収集・集約を行うほか、医療機関と関係機関等との連絡、調整等を行う。</p> <p>iii マネジャーとなる者</p> <p>マネジャーとなる者は、発達障害児（者）の支援に相当の経験及び知識を有している社会福祉士等、又は、それと同等と都道府県等が認める者であって、関係機関等の連携に必要な連絡、調整、助言、指導等を総合的に行うことができる者とする。</p> <p>また、発達障害児（者）支援等の知識・技術等に關し、自己研鑽に努めるものとする。</p> <p>(b) 住民の理解の促進</p> <p>発達障害に關して、住民の理解を促進するため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。</p> <p>なお、本通知（別記1）「理解促進研修・啓発事業」及び（別記2）「自発的活動支援事業」との連携を図るなど発達障害児（者）の理解の促進を行うこと。</p> <p>(c) 市町村、関係機関及び関係施設への研修発達障害児（者）の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。</p> <p>(d) 個別支援ファイル等の情報共有ツールを用いて医療、保健、福祉、教育、労働等のライフステージを通じて、これを活用し、適切な支援を実施する。</p> <p>(5) 児童発達支援センター等の機能強化等</p> <p>(6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進</p> <p>(7) 医療型短期入所事業所開設支援</p> <p>(7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業</p> <p>ア 目的</p> <p>都道府県における広域的な観点での取組や、地域に密接に關係する市町村への助言や情報提供等を通じて、障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うことを目的とする。</p> <p>(ア) 支援体制の構築</p> <p>新たな地域生活に必要な支援体制の構築に向けた協議・調整等</p>

	改正	現行
(イ) 情報収集		
各市町村の協議会、基幹相談支援センター等の開発・活用・促進事例等の収集		
(ウ) 社会資源の開発		
社会資源の開発・活用・促進等に特化した会議の招集、事例報告、意見交換等		
(エ) 情報発信		
ホームページ等を活用した各地の協議会で展開されている取組の情報発信等		
(削除)		
(8) <u>その他日常生活支援</u>		
上記(1)から(7)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。		
【社会参加支援】		
(1) 手話通訳者設置		
聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を福祉事務所等公的機関に設置する。なお、設置する手話通訳者は、意思疎通支援事業（別記6）の4の（2）のアに掲げる者の設置に努めること。		
なお、手話通訳者の設置が困難な公的機関においては、遠隔手話通訳サービスによる実施も可能とする。		
(2)～(13) 同左		
(削除)		
(2)～(13) 路		
(14) <u>全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催</u>		
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向け、障害者芸術の全国における幅広い一般国民もえた参加機会の拡充を図るため、毎年度実施する全国障害者芸術・文化祭と連動して、地方都市において障害者の芸術・文化祭をサテライトで開催する。		
(15) 視覚障害者用地域情報提供		
(16) 企業CSR連携促進		
(17) その他社会参加支援		

		現行
改正		<p>上記（1）から（16）のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【権利擁護支援】</p> <p><u>(1) 成年後見制度普及啓発</u></p> <p><u>ア 目的</u></p> <p>成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</p> <p><u>イ 事業内容</u></p> <p>成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。（「親亡き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関する情報等の記録を活用することによるものを含む。）</p>
		<p><u>(2) 障害者虐待防止対策支援</u></p> <p><u>ア 目的</u></p> <p>障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p><u>イ 事業内容</u></p> <p><u>(ア) 虐待時の対応のための体制整備</u></p> <p><u>(イ) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施</u></p> <p><u>(ウ) 専門性の強化</u></p> <p><u>(エ) 連携協力体制の整備</u></p> <p><u>(オ) 普及啓発</u></p> <p><u>(カ) その他地域の実情に応じて実施する事業</u></p> <p><u>ウ 留意事項</u></p> <p>都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や都道府県研修の講師となる者を参加させ、同研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。</p> <p><u>(3) その他権利擁護支援</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

		現行
改正		<p><u>上記（1）及び（2）のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</u></p> <p>【就業・就労支援】</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) <u>その他就業・就労支援</u></p> <p><u>上記（1）から（4）のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</u></p>
		<p>【重度障害者に係る市町村特別支援】 略</p> <p>(別記19) 特別支援事業 同左</p> <p>【重度障害者に係る市町村特別支援】 同左</p> <p>(別記19) 特別支援事業 同左</p>

別紙2	改正	現行
<u>地域生活支援促進事業実施要綱</u>		
<p>1 <u>目的</u></p> <p>障害者等が日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域生活支援事業実施要綱で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もつて障害者等の福祉の増進を図ることともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>		<p>1 <u>目的</u></p> <p>障害者等が日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域生活支援事業実施要綱で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もつて障害者等の福祉の増進を図ることともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2 <u>実施主体</u></p> <p>(1) <u>市町村地域生活支援促進事業</u></p> <p>市町村（指定都市、中核市、特別区を含む。）を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。</p> <p>ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</p> <p>また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援促進事業の一部を実施するものとする。</p> <p>(2) <u>都道府県地域生活支援促進事業</u></p> <p>都道府県を実施主体とする。</p> <p>ただし、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業、発達障害者支援体制整備事業及び医療的ケア児等コーディネーター等養成研修等事業は指定都市を含み、アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業、薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業及びギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業は指定都市及び中核市を含む。</p> <p>なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができる</p>

	改正	現行
<u>ものとする。</u>		
<u>3 事業内容</u>		
(1) 市町村地域生活支援促進事業		
以下に掲げる事業を行うことができる。		
ア 発達障害児者地域生活支援モデル事業	(別記1)	
イ 障害者虐待防止対策支援事業	(別記2)	
ウ 成年後見制度普及啓発事業	(別記3)	
(2) 都道府県地域生活支援促進事業		
以下に掲げる事業及び社会福祉法人等が行う事業（力の障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業に限る）に対し補助する事業を行うことができる。		
ア 発達障害児者地域生活支援モデル事業	(別記4)	
イ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	(別記5)	
ウ 発達障害者支援体制整備事業	(別記6)	
エ 障害者虐待防止対策支援事業	(別記7)	
オ 障害者就業・生活支援センター事業	(別記8)	
カ 工賃向上計画支援事業	(別記9)	
キ 就労移行等連携調整事業	(別記10)	
ク 障害者芸術・文化祭開催事業	(別記11)	
ケ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業	(別記12)	
コ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業	(別記13)	
サ 強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）	(別記14, 14-2)	
シ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業	(別記15)	
ス 成年後見制度普及啓発事業	(別記16)	
セ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	(別記17)	
ソ 薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業	(別記18)	
タ ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業	(別記19)	
チ 「心のバリアフリー」推進事業	(別記20)	
(3) 特別促進事業		
(1) 及び(2)に定める事業以外の事業であつて、あらかじめ厚生労働		

	改正	現行
省へ協議した上で、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村が実施する事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。（別記21）		
4 利用者負担 実施主体の判断によるものとする。		
5 国の補助 国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。		
6 留意事項 (1) 市町村及び都道府県は、地域生活支援促進事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けるよう努めること。 (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。 (3) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別の取り扱いをしてはならないこと。 (4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。 ア 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業イ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるもの）を行ひ、又は個人負担を直接的に軽減する事業		

	改正	現行
(別記1)	<p><u>発達障害児者地域生活支援モデル事業</u></p> <p>1 <u>目的</u> 発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていくよう、発達障害児者の特性を踏まえた支援手法を開発するためのモデル事業を実施し、全国への普及に繋げることを目的とする。</p> <p>2 <u>事業内容</u> <u>平成26年5月7日付障発0507第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部通知「発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施について」に基づき実施する。</u></p>	

	改正	現行
(別記2)	<p>障害者虐待防止対策支援事業</p> <p>1 目的 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 虐待時の対応のための体制整備 (2) 障害者虐待防止権利擁護に関する研修の実施 (3) 専門性の強化 (4) 連携協力体制の整備 (5) 普及啓発 (6) その他地域の実情に応じて実施する事業</p> <p>3 留意事項 市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること。</p>	

	改正	現行
(別記3)	<p><u>成年後見制度普及啓発事業</u></p> <p>1. <u>目的</u> 成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</p> <p>2. <u>事業内容</u> 成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。（「親生き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用することによるものを含む。）</p>	

	改正	現行
(別記4)	<p><u>発達障害児者地域生活支援モデル事業</u></p> <p>1 <u>目的</u> 発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていくよう、発達障害児者の特性を踏まえた支援手法を開発するためのモデル事業を実施し、全国への普及に繋げることを目的とする。</p> <p>2 <u>事業内容</u> 平成26年5月7日付障発0507第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部通知「発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施について」に基づき実施する。</p>	

	改正	現行
(別記5)	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	<p><u>1 目的</u> 発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害児者が日頃より受診する診療所の主治医等に対して、発達障害に関する国の研修の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。</p> <p><u>2 事業内容</u> 平成28年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」に基づき実施する。</p>

	改正	現行
(別記6)	<p><u>発達障害者支援体制整備事業</u></p> <p>1 <u>目的</u> 発達障害児者について乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化等を図るとともに、家族支援体制の整備に必要な支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 <u>事業内容等</u></p> <p>(1) <u>実施について</u> 以下の(2)及び(3)に定める各支援事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。</p> <p>(2) <u>地域支援体制サポート</u></p> <p>ア <u>目的</u> 住民及び関係者等の発達障害に対する理解を深めること等を通じて、地域でのネットワーク構築による支援体制の整備を図る。</p> <p>イ <u>事業の内容</u></p> <p>(ア) 発達障害者地域支援マネジャーによる関係機関への連絡、調整、助言等 イ 発達障害者地域支援マネジャーの配置等</p> <p>発達障害者支援センター又は管内において事業を行っている社会福祉法人等に委託することにより、「発達障害者地域支援マネジャー」(以下「マネジャー」という。)を配置して、市町村、事業所、医療機関等が発達障害児者の特性に沿ったに対応ができるよう、連絡、調整、助言等を総合的に行わせることにより、地域支援機能の強化を図る。</p> <p>また、管内で活動するマネジャーで構成する「地域支援体制マネジメントチーム」を組織して連携を強化するなど、一貫性・一体性を持った支援体制の整備を図る。</p> <p>ii <u>マネジャーの業務</u> マネジャーは、以下の業務を行うものとする。</p> <p>(i) <u>市町村支援</u> マネジャーは、アセスメントツールの導入や個別支援ファイルの活用・普及その他市町村の支援体制の整備に必要な助言等を行う。</p> <p>(ii) <u>事業所等支援</u> マネジャーは、事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように</p>	

改正	現行
<p>助言等を行う。</p> <p>(iii) 医療機関との連携</p> <p>マネジャーは、管内の医療機関と緊密な連携を図り、発達障害の専門的な診断が行える医療機関の情報、行動障害等に係る入院治療が行える医療機関の情報、その他身近な地域での発達障害に関する適切な医療が提供できる医療機関の情報を収集・集約するとともに、必要に応じて関係機関に当該情報を共有する。一方で、医療機関に対しても、地域の福祉、教育、労働等の支援に関する情報を提供する。また、発達障害児者に対して適切な医療が提供できる医療機関の開拓を行う。</p> <p>iii マネジャーとなる者</p> <p>マネジャーとなる者は、発達障害児者の支援に相当の経験及び知識を有している社会福祉士等、又は、それと同等と都道府県等が認める者であつて、関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的にを行うことができる者とする。</p> <p>また、発達障害児者支援の知識・技術等に限り、自己研鑽に努めるものとする。</p> <p>(1) 住民の理解の促進</p> <p>発達障害に関して、住民の理解を促進するため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。</p> <p>なお、本通知別紙1の「別記1」「理解促進研修・啓発事業」及び「別記2」「自発的活動支援事業」との連携を図るなど発達障害児者の理解の促進を行うこと。</p> <p>(2) 市町村、関係機関を対象に、発達障害児者の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。</p> <p>(工) 個別支援ファイル等の情報</p> <p>医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間の連携及びライフステージを通じた切れ目のない適切な支援が行われるよう、市町村へ個別支援ファイル等の活用を促す。</p> <p>(3) 家族支援体制整備</p> <p>ア 目的</p> <p>発達障害児者の子育てへの相談・助言、発達障害児者の不適応や問題行動に対する家族支援体制の構築を図る。</p> <p>イ 事業の内容</p> <p>(ア) ペアレントメンター(注1)の養成に必要な研修等を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図るとともに、ペアレントメンター・コーディネーター(注2)を配置し、家族への適切な支援に結びつける。</p> <p>(イ) 発達障害児者の適応力向上のためのペアレントトレーニング(注3)を実施する。</p>	

	改正	現行
(ウ) 発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)	<p>(注4)を実施する。</p> <p>(エ) その他、家族支援体制の構築に必要な取組を実施する。</p> <p>(注1)発達障害児者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。</p> <p>(注2)ペアレンツセンターの活動状況を把握し、情報提供などのサポートや相談希望者(親など)とペアレンツメントナーを適切に結びつける判断を行う者。</p> <p>(注3)親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。</p> <p>(注4)子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。</p>	

	改正	現行
(別記7)	<p><u>障害者虐待防止対策支援事業</u></p> <p>1 目的 <u>障害者</u>虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、 地域における関係行政機関、<u>障害者等の福祉、医療、司法に</u>関連する職務に従事 する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図 ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 (1) 虐待時の対応のための体制整備 (2) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施 (3) 専門性の強化 (4) 連携協力体制の整備 (5) 普及啓発 (6) その他地域の実情に応じて実施する事業</p> <p>3 留意事項 都道府県は、研修の質の向上を図るために、別途、国が行う研修に担当職員や都 道府県研修の講師となる者を参加させ、同研修を参考として、研修の実施方法や 内容について検討を行う。</p>	

	改正	現行
(別記8)	<p><u>障害者就業・生活支援センター事業</u></p> <p>1 <u>目的</u> <u>障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりではなく、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。</u></p> <p>このため、職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、<u>障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。</u></p> <p>2 <u>事業内容</u> <u>平成14年5月7日職高発第0507004号・障発第0507003号厚生労働省職業安定局雇用開発部長・社会援護局障害保健福祉部長連名通知「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」の「別紙3」に基づき実施する。</u></p>	

	改正	現行
(別記9)	<p><u>工賃向上計画支援事業</u></p> <p>1 <u>目的</u> 本事業において、都道府県ごとに工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となつた取組を推進し、もつて障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。</p> <p>2 <u>事業内容</u> 平成24年4月11日障発O411第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃向上計画支援事業の実施について」に基づき実施する。</p>	

	改正	現行
(別記10)	就労移行等連携調整事業	<p>1 目的</p> <p>全ての國民が障害の有無によつて分け隔てられることなく社会参加できる共生社会を実現し、障害者が地域で自立した生活を送れるようにするためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、そのためには障害者に関わる様々な支援機関が連携して支援を行つていくことが重要である。</p> <p>このため、働く意欲のある障害者に対し、就労支援に係るノウハウを有した機関において、障害者がその特性や能力を活かすことができる最も適切な「動く場」に円滑に移行することができるよう支援を行うとともに、その支援体制の構築を推進する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>平成27年4月9日障発0409第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「就労移行等連携調整事業の実施について」に基づき実施する。</p>

	改正	現行
(別記 11)	障害者芸術・文化祭開催事業	<p><u>1 目的</u> <u>障害者芸術・文化祭(以下「芸術・文化祭」という。)は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにすることもに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。</u></p> <p><u>2 主催</u> (1) 芸術・文化祭は、厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村、障害者関係団体等の共催により開催することとし、その代表は開催地都道府県とする。 (2) 必要に応じ、関係省庁、関係団体、民間企業等の後援又は協賛を求める。</p> <p><u>3 都道府県実行委員会</u> (1) 開催地都道府県は、芸術・文化祭に必要な企画及び実施のため、実行委員会を組織する。 (2) 実行委員会の組織及び運営方法は、開催地都道府県が定める。</p> <p><u>4 開催地等</u> (1) 芸術・文化祭は、毎年1回、秋季(概ね10月～12月の間)に開催する。 (2) 芸術・文化祭の開催地は、原則として、国民文化祭開催都道府県とする。 (3) 芸術・文化祭の開催期間は、休日等を含んで概ね1週間以内とする。</p> <p><u>5 事業内容</u> (1) 芸術・文化祭は、文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する。 (2) 開催地都道府県にコーディネーターの配置等を行うことにより、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするための体制整備を図る。</p>

	改正	現行
6 実施要綱		
毎年の芸術・文化祭の詳細を定める実施要綱は、開催要綱（平成13年5月31日付障発第241号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に則り、概ね開催1年前に開催地都道府県が厚生労働省と協議してこれを決定する。		

7 留意事項
 芸術・文化祭の呼称については、開催地名の追加等は差し支えないが、広報物等における略称表記は行わないこと。

	改正	現行
(別記12)	<p>障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業</p> <p>1 <u>目的</u> 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向け、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図ることを目的とする。</p> <p>2 <u>事業内容</u> 毎年度実施する障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化祭をサテライトで開催する。</p> <p>3 <u>実施主体</u> 都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く）</p>	

	改正	現行
(別記13)	<p><u>医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業</u></p> <p>1 目的 <u>人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていくよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 事業内容等</p> <p>(1) 實施について <u>実施主体は、都道府県及び指定都市とする。</u></p> <p>(2) 事業内容 <u>ア 医療的ケア児等を支援する人材の養成</u> <u>地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修や、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（以下「コーディネーター」という。）を養成するための研修を実施する。</u> <u>研修については、平成29年3月〇〇日障発〇〇第〇号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・癡達障害者支援室長通知「〇〇〇〇」に基づき実施すること。</u></p> <p>イ 協議の場の設置 <u>地域において医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置する。</u> <u>協議の場では、現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等、地域全体</u></p>	

	改正	現行
(3) <u>留意事項</u>	<p>の医療的ケア見等の支援に関する課題と対応策の検討等を行う。</p> <p>研修修了者については、研修修了証の発行及び研修修了者の名簿作成により 管理を行うこと。</p> <p>また、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等の活用状況の把握に 努めること。</p>	

	改正	現行
(別記14)		
<p>強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業</p> <p>1 <u>目的</u> 強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とする。</p> <p>2 <u>事業内容</u> 別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業</p>	<p>強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業</p> <p>1 <u>目的</u> 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者が強度行動障害を持つ者等に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めることを目的とする。</p> <p>2 <u>事業内容</u> 別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業</p>	

	改正	現行
(別記15)	<p>障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業</p> <p>1 <u>目的</u> 障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者が研修に参加することを促すため、研修受講期間中の代替要員確保のための支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 <u>事業内容</u> 別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業に参加する際の研修受講期間中の代替要員確保のための支援を行う。</p>	

	改正	現行
(別記16)	<p><u>成年後見制度普及啓発事業</u></p> <p>1. <u>目的</u> 成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</p> <p>2. <u>事業内容</u> 成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。（「親生き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用することによるものを含む。）</p>	

	改正	現行
<u>(別記17)</u>		
アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 (調査中)		
<u>(別記18)</u>		
薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業 (調査中)		
<u>(別記19)</u>		
ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業 (調査中)		

	改正	現行
(別記20)	<p>「心のバリアフリー」推進事業</p> <p>1 目的 <u>管内市町村が実施する地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業）との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリーを広めるための取組を行う。</u></p> <p>2 事業内容 (1) 管内市町村における理解促進研修・啓発事業又は自発的活動支援事業の取組の広域的な調整 (2) 管内市町村における理解促進研修・啓発事業又は自発的活動支援事業の取組との広域的な連携 (3) 心のバリアフリーを広めるための取組</p> <p>3 実施主体 <u>都道府県</u></p>	

	改正	現行
(別記21)	<p><u>特別促進事業</u></p> <p>1 <u>目的</u> 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村の判断で実施する事業について支援する。</p> <p>2 <u>事業内容</u> 都道府県又は市町村から提出される実施計画等を踏まえ、特に重要な事業について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助する。</p> <p>3 <u>実施主体</u> 都道府県、市町村</p> <p>4 <u>留意事項</u> 当該事業の実施に当たっては、あらかじめ厚生労働省に協議を必要とすること。</p>	<p>別紙 2 廃止通知一覧（略）</p> <p>別紙 3 廃止通知一覧（同左）</p>

(資料1－3)

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表(索)

	新	旧
第1次改正	厚生労働省発障0825第1号 平成21年8月25日 平成22年5月19日	厚生労働省発障0825第1号 平成21年8月25日 平成22年5月19日
第2次改正	厚生労働省発障0519第1号 平成23年1月5日	厚生労働省発障0519第1号 平成23年1月5日
第3次改正	厚生労働省発障0105第1号 平成23年6月16日	厚生労働省発障0105第1号 平成23年6月16日
第4次改正	厚生労働省発障0616第2号 平成24年2月3日	厚生労働省発障0616第2号 平成24年2月3日
第5次改正	厚生労働省発障0203第7号 平成24年8月8日	厚生労働省発障0203第7号 平成24年8月8日
第6次改正	厚生労働省発障0808第11号 平成25年8月9日	厚生労働省発障0808第11号 平成25年8月9日
第7次改正	厚生労働省発障0809第1号 平成26年2月13日	厚生労働省発障0809第1号 平成26年2月13日
第8次改正	厚生労働省発障0213第2号 平成26年3月31日	厚生労働省発障0213第2号 平成26年3月31日
第9次改正	厚生労働省発障0331第7号 平成26年12月2日	厚生労働省発障0331第7号 平成26年12月2日
第10次改正	厚生労働省発障1202第4号 平成27年6月16日	厚生労働省発障1202第4号 平成27年6月16日
第11次改正	厚生労働省発障0616第5号 平成28年5月27日	厚生労働省発障0616第5号 平成28年5月27日
第12次改正	厚生労働省発障0527第3号 平成29年月日	厚生労働省発障0527第3号 平成29年月日

<p>都道府県市長 都指定核都市市長 各一部事務組合の管理者 広域連合の長 民間事業者等の長</p> <p>厚生労働事務次官</p>	<p>都道府県市長 都指定核都市市長 各一部事務組合の管理者 広域連合の長 民間事業者等の長</p> <p>厚生労働事務次官</p>	<p>地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年8月25日から適用することとされたので通知する。</p> <p>なお、各都道府県知事においては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p>地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年8月25日から適用することとされたので通知する。</p> <p>なお、各都道府県知事においては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。</p>
--	--	---	--

<p>別紙 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金については予算の範囲内において交付するものとし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p>	<p>(通 則)</p> <p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第95条第2項に基づく国庫補助金及び障害者総合支援事業費補助金については予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p>
<p>(交付の目的)</p> <p>2 法に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施すること等により、もつて障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(交付の目的)</p> <p>2 法に基づき、障害者等が基本的人権を享有するよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施すること等により、もつて障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
<p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 地域生活支援事業費補助金</p>	<p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 地域生活支援事業費補助金</p>
<p>① 地域生活支援事業</p> <p>平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」に基づき都道府県及び市町村（指定都市、中核市、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う事業並びに社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う事業に対して都道府県及び市町村が補助する事業</p> <p>② 地域生活支援促進事業</p> <p>平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」に基づき都道府県及び市町村が行う事業並びに社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県及び市町村が補助する事業</p>	<p>① 地域生活支援事業</p> <p>平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」に基づき都道府県及び市町村（指定都市、中核市、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う事業並びに社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う事業に対して都道府県及び市町村が補助する事業</p> <p>② 地域生活支援促進事業</p> <p>平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」に基づき都道府県及び市町村が行う事業並びに社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県及び市町村が補助する事業</p>

<p>(2) 障害者総合支援事業費補助金</p> <p>① 障害者自立支援機器等開発促進事業 平成22年4月16日障発0416第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱」に基づき、支援機器開発促進事業並びに開発企業（以下「実施団体」という。）が行う事業並びに開発企業（以下「開発機関」という。）が行う事業に対して実施団体が補助する事業 (削除)</p>	<p>(2) 障害者総合支援事業費補助金</p> <p>① 障害者自立支援機器等開発促進事業 平成22年4月16日障発0416第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱」に基づき、支援機器開発促進事業並びに開発企業（以下「実施団体」という。）が行う事業並びに開発企業（以下「開発機関」という。）が行う事業に対して実施団体が補助する事業 <u>② 工質向上計画支援事業</u> 平成24年4月11日障発0411第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「工質向上計画支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業 <u>③ 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）</u> 平成14年5月7日職高発第0507004号、障発第0507003号厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知の別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業 <u>④ 就労移行等連携調整事業</u> 平成27年4月9日障発0409第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「就労移行等連携調整事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業 (削除)</p>
<p>② 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 平成24年5月23日障発0523第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業 (削除)</p>	<p>② 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 平成24年5月23日障発0523第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業 <u>③ 障害者自立支援給付支払等システム事業</u> 平成29年〇月〇日障発〇〇〇〇第〇号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援給付支払等システム事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村が行う事業 <u>④ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業</u> 平成29年〇月〇〇日障発〇〇〇〇第〇号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村等が行う事業</p>
	4

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) ① 都道府県及び市町村が行う事業

- ② 社会福祉法人等が行う事業に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) ② の①の事業

- ② 開発機関が行う事業に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ アにより選定された額と、実施団体が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) ③ の②から④の事業

- 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) ① 都道府県及び市町村が行う事業

- ② 社会福祉法人等が行う事業に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) ② の①の事業

- ② 開発機関が行う事業に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ アにより選定された額と、実施団体が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) ③ の②から⑤の事業

- 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

<p>(補助金の概算払)</p> <p>5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p>	<p>(補助金の概算払)</p> <p>5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p>
<p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ③の(1)及び(2)の②から④の事業</p> <p>① 事業に要する経費の配分の変更については、<u>できないものとする。</u></p>	<p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ③の(1)及び(2)の②から⑤の事業</p> <p>① 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。</p> <p>ア 事業に要する経費の各種目間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p>
<p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ③の(1)及び(2)の②から④の事業</p> <p>① 事業に要する経費の配分の変更については、<u>できないものとする。</u></p>	<p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ③の(1)及び(2)の②から⑤の事業</p> <p>① 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。</p> <p>ア 事業に要する経費の各種目間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 区分地域生活支援事業費補助金と区分障害者総合支援事業費補助金の経費の配分の変更はしてはならないものとする。</p>
<p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ③の(1)及び(2)の②から④の事業</p> <p>① 事業に要する経費の配分の変更については、<u>できないものとする。</u></p>	<p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ③の(1)及び(2)の②から⑤の事業</p> <p>① 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。</p> <p>ア 事業に要する経費の各種目間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 区分地域生活支援事業費補助金と区分障害者総合支援事業費補助金の経費の配分の変更はしてはならないものとする。</p> <p>② 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>③ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>④ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になつた場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>⑤ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>⑥ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付せることがある。</p> <p>⑦ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>⑧ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が〇円の場合を含む。）には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、各都道府県による管内市町村取りまとめの上で、厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該</p>

仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

⑨ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに事業により取扱し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいづれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

⑩ 都道府県及び市町村は、国から概算払により間接補助金に相当する額を交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

⑪ 都道府県又は市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア ①から⑧までに掲げる条件。

この場合において、都道府県には①、②、③、④、⑥及び⑧の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「別紙様式 2」とあるのは「別紙様式 2」に準じた様式」と、⑤中「50 万円」とあるのは「50 万円」とあるのは「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。

市町村にあっては①、②、③、④、⑥及び⑧の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「別紙様式 2」とあるのは、「別紙様式 2」に準じた様式」と、⑤中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」と、読み替えるものとする。

市町村に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいづれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

⑫ ⑪により付した条件に基づき、都道府県知事又は市町村長が承認又は指示

に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

⑨ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに事業により取扱し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいづれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

⑩ 都道府県及び市町村は、国から概算払により間接補助金に相当する額を交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

⑪ 都道府県又は市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付するには、次の条件を付さなければならない。

ア ①から⑧までに掲げる条件。

この場合において、都道府県にあつては①、②、③、④、⑥及び⑧の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」と、「別紙様式 2」とあるのは、「都道府県」と、「別紙様式 2」に準じた様式」と、⑤中「50 万円」とあるのは「30 万円」とあるのは「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。

市町村にあつては①、②、③、④、⑥及び⑧の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「別紙様式 2」とあるのは、「別紙様式 2」に準じた様式」と、⑤中「50 万円」とあるのは「30 万円」とあるのは「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいづれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

⑫ ⑪により付した条件に基づき、都道府県知事又は市町村長が承認又は指示

	<p>をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(⑬) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</p>	<p>をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(⑬) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>
(2) 3の(2)の①の事業	<p>(2) 3の(2)の①の事業</p> <p>① 交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。</p> <p>② 実施団体は、間接補助事業者が開発事業を遂行するに当たり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）の研究に関する指針等を遵守するよう指導しなければならない。</p> <p>③ 事業に要する経費の配分の変更（実施団体が行う障害者自立支援機器等開発促進事業と実施団体が行うシーズ・ニーズマッチング強化事業の間の配分変更をいい、それぞれの経費の増減額が変更前の当該経費の額に0・2を乗じた額を超える場合を除く。）をしようとする場合には、申請書の様式に準じた経費配分変更承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受ければならない。</p> <p>④ 申請書の内容のうち事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に關係のない軽微な変更を除く。）を変更しようとするとには、申請書の様式に準じた事業内容変更承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受ければならない。</p> <p>⑤ 事業が期間内に完了しないたときは又は事業の遂行が困難になつたときは、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならぬ。</p> <p>⑥ 事業を中止し、又は廃止する場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受ければならない。</p> <p>⑦ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、賃貸し、又は廃棄してはならない。</p> <p>⑧ 前号の規定により厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>⑨ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもつて管理し、当該事業の目的に従つて、その効率的運営を図らなければならない。</p> <p>⑩ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及</p>	<p>(2) 3の(2)の①の事業</p> <p>① 交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。</p> <p>② 実施団体は、間接補助事業者が開発事業を遂行するに当たり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）の研究に関する指針等を遵守するよう指導しなければならない。</p> <p>③ 事業に要する経費の配分の変更（実施団体が行う障害者自立支援機器等開発促進事業と実施団体が行うシーズ・ニーズマッチング強化事業の間の配分変更をいい、それぞれの経費の増減額が変更前の当該経費の額に0・2を乗じた額を超える場合を除く。）をしようとする場合には、申請書の様式に準じた経費配分変更承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受ければならない。</p> <p>④ 申請書の内容のうち事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に關係のない軽微な変更を除く。）を変更しようとするとには、申請書の様式に準じた事業内容変更承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受ければならない。</p> <p>⑤ 事業が期間内に完了しないたときは又は事業の遂行が困難になつたときは、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならぬ。</p> <p>⑥ 事業を中止し、又は廃止する場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受ければならない。</p> <p>⑦ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、賃貸し、又は廃棄してはならない。</p> <p>⑧ 前号の規定により厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>⑨ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもつて管理し、当該事業の目的に従つて、その効率的運営を図らなければならない。</p> <p>⑩ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及</p>

<p>び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年次の翌々年度6月30日までに、各都道府県による管内市町村取りまとめの上で、厚生労働大臣に報告しなければならない。</p>	<p>なお、実施団体が全国的に事業を開拓する組織の一部（又は一社、一社所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行つている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に納付させることがある。</p>	<p>⑪ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいづれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。</p> <p>⑫ 実施団体は、国から概算払により间接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく间接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>⑬ 実施団体は、间接補助金を间接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。</p>	<p>ア ①及び④から⑩までに掲げる条件。</p> <p>この場合において、実施団体にあつては④から⑥、⑧、⑩の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「実施団体の長」と、「国庫」とあるのは「実施団体」と、「別紙様式2」とあるのは「別紙様式2に準じた様式」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「実施団体の長の承認」と、「実施団体」とあるのは「间接補助事業者」と、「事業」とあるのは「開発事業」と、読み替えるものとする。</p> <p>イ 開発事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を间接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいづれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。</p>
--	---	--	--

<p>ウ 間接補助事業者が、海外出張、病気その他の理由で引き続き3月以上開発事業が遂行できなくなる場合には、④の事業内容変更承認申請書を実施団体の長に提出し、その承認を受けなければならぬ。</p> <p>エ 間接補助事業者の住所の変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>オ 開発事業に従事する者が、この補助金による開発の成果によって、相当の収益を得たと認められた場合には、交付した間接補助金の全部又は一部の収益を国庫に納付せることがある。</p> <p>カ 開発事業に従事する者が開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならない。</p> <p>キ 間接補助事業者は、開発事業の遂行に当たり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）の研究に關係する指針等を遵守しなければならない。</p> <p>⑭ ⑯により付した条件に基づき、実施団体の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>⑮ 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金にかかる消費税及び地方消費税額の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>	<p>ウ 間接補助事業者が、海外出張、病気その他の理由で引き続き3月以上開発事業が遂行できなくなる場合には、④の事業内容変更承認申請書を実施団体の長に提出し、その承認を受けなければならぬ。</p> <p>エ 間接補助事業者の住所の変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>オ 開発事業に従事する者が、この補助金による開発の成果によって、相当の収益を得たと認められた場合には、交付した間接補助金の全部又は一部の収益を国庫に納付せることがある。</p> <p>カ 開発事業に従事する者が開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならない。</p> <p>キ 間接補助事業者は、開発事業の遂行に当たり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）の研究に關係する指針等を遵守しなければならない。</p> <p>⑭ ⑯により付した条件に基づき、実施団体の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>⑮ 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金にかかる消費税及び地方消費税額の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>
<p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び実施団体の長は、別紙様式3による申請書に關係書類を添えて、毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(2) 市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）の長は、別紙様式4による申請書に關係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査しがあると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めめたときは、これを取りまとめ別紙様式3に添えて、毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>	<p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。</p>

<p>この場合において、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び実施団体の長にあっては7の（1）の規定中「別紙様式3」とあるのは「別紙様式5」と、市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）の長にあっては7の（2）の規定中「別紙様式4」とあるのは「別紙様式6」と、読み替えるものとする。</p> <p>（交付決定までの標準的期間）</p> <p>9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。</p> <p>（1）都道府県知事は、7の（2）又は8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>（2）（1）以外の場合、厚生労働大臣は、7の（1）及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（変更の決定を含む。）を行うものとする。</p>	<p>この場合において、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び実施団体の長にあっては7の（1）の規定中「別紙様式3」とあるのは「別紙様式5」と、市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）の長にあっては7の（2）の規定中「別紙様式4」とあるのは「別紙様式6」と、読み替えるものとする。</p> <p>（交付決定までの標準的期間）</p> <p>9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。</p> <p>（1）都道府県知事は、7の（2）又は8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>（2）（1）以外の場合、厚生労働大臣は、7の（1）及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（変更の決定を含む。）を行うものとする。</p>
<p>（交付決定の通知）</p> <p>10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定があつたときは、市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）の長に対し、別紙様式7、別紙様式8、又は別紙様式9により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行ふものとする。</p> <p>（実績報告）</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>（1）都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び実施団体の長は、事業が完了したときは、別紙様式10による事業実績報告書に関係書類を添えて、毎年度別途定める日（6の（1）の②又は（2）の⑥により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>（2）市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）の長は、別紙様式11による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。</p>	<p>（交付決定の通知）</p> <p>10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定があつたときは、市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）の長に対し、別紙様式7、別紙様式8、又は別紙様式9により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行ふものとする。</p> <p>（実績報告）</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>（1）都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び実施団体の長は、事業が完了したときは、別紙様式10による事業実績報告書に関係書類を添えて、毎年度別途定める日（6の（1）の③又は（2）の⑥により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>（2）市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）の長は、別紙様式11による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>また、都道府県知事は、事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたらときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめて別紙様式10に添えて毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>
<p>8</p>	

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があつたときは、市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）の長に対して、別紙様式12により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によるところでない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があつたときは、市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）の長に対して、別紙様式12により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によるところでない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
地域支援費助 地活事等補金	地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、旅費、共済費、報償費、「謝金」、燃料費、食糧費、「会議費」、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等(〔〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。)	$\frac{5}{100}$
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モニタリング事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害児者地域生活支援モニタリング事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、諸謝金、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{1}{2}$
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 1コースあたり (実施要綱に定めるコース)	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業に必要な報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{1}{2}$
		3. 発達障害者支援体制整備事業 1か所あたり (年額8,576千円)	発達障害者支援体制整備事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、食糧費、需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品	$\frac{1}{2}$

		購入費、扶助費、負担金、補助金 、助成金、交付金等	
4. 障害者虐待防止 対策支援事業 厚生労働大臣が 必要と認めた額		障害者虐待防止対策支援事業の 実施に必要な報酬、給料、職員手 当等、賃金、共済費、報償費〔謝 金〕、旅費、需用費〔消耗品費、 燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷 製本費、光熱水費及び修繕料〕、 役務費〔通信運搬費、手数料、保 険料及び広告料〕、委託料、使用 料及び賃借料、備品購入費、扶助 費、負担金、補助金、助成金、交 付金等	<u>1</u> <u>2</u>
5. 障害者就業・生 活支援センター事 業 1か所あたり年 額4,712千円		障害者就業・生活支援センター 事業（生活支援等事業）において 必置職員を配置するために必要な 報酬、給料、職員手当等、共済費 、旅費、需用費〔消耗品費、燃料 費、会議費、印刷製本費、光熱水 費及び修繕料〕、役務費〔通信運搬 費、手数料〕、委託料、使用料及び 賃借料並びに備品購入費	<u>1</u> <u>2</u>
6. (1) 工賃向上計画支 援事業（基本事業 ） 厚生労働大臣が 必要と認めた額		工賃向上計画支援事業（基本事 業）の実施に必要な賃金、謝金、 旅費、共済費、需用費〔消 耗品費、燃料費、印刷製本費、光 熱水費及び修繕料（改造費）〕、会 議費、役務費〔通信運搬費、手数 料及び保険料〕、委託料並びに使 用料及び賃借料	<u>(1)</u> 基本事業 <u>1</u> <u>2</u>
6. (2) 工賃向上計画支 援事業（特別事業 ） 厚生労働大臣が 必要と認めた額		工賃向上計画支援事業（特別事 業）の実施に必要な賃金、謝金、 旅費、共済費、需用費〔消 耗品費、燃料費、印刷製本費、光 熱水費及び修繕料（改造費）〕、会 議費、役務費〔通信運搬費、手数 料及び保険料〕、委託料並びに使 用料及び賃借料	<u>(2)</u> 特別事業 <u>10</u> <u>10</u>

6. (3) 工賃向上計画支援事業 特別事業 のうち障害者の在宅就業の支援 体制構築に向けたモデル事業の 実施に必要な賃金、謝金、旅費、 共済費、報酬、需用費（消耗品費 、燃料費、印刷製本費、光熱水費 及び修繕料（改造費））、会議費、 役務費（通信運搬費、手数料及び 保険料）、備品購入費、委託料並び に使用料及び賃借料、補助金	(3) 特別事業 1 2	
7. 就労移行等連携 調整事業 のうち障害者の在宅就業の支援 体制構築に向けたモデル事業 1か所あたり 年額30,000千円	就労移行等連携調整事業において 必要な報酬、給料、職員手当等 、共済費、旅費、需用費（消耗品 費、燃料費、会議費、印刷製本費 、光熱水費及び修繕料）、役務費（ 通信運搬費、手数料）、委託料、使 用料及び賃借料並びに備品購入費	1 2
8. 障害者芸術・文 化祭開催事業 1か所あたり 年額45,000千円	障害者芸術・文化祭開催事業の 実施に必要と厚生労働大臣が認め た経費	1.0 1.0
9. 障害者芸術・文 化祭のサテライト 開催事業 1か所あたり 年額10,000千円	障害者芸術・文化祭のサテライ ト開催事業の実施に必要な報酬、 賃金、共済費、報賞費「謝金」、 旅費、需用費（消耗品費、燃料費 、食糧費「会議費」、印刷製本費 、光熱水費及び修繕料）、役務費 （通信運搬費、手数料、保険料及び 賃借料）、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費等 （〔 〕内は、公益法人等事業に おける対象経費名である。）	1 2
10. 医療的ケア児等 コーディネータ 養成研修等事業 1か所あたり 年額2,034千円	医療的ケア児等コーディネータ 一養成研修等事業の実施に必要な 報酬、賃金、共済費、謝金、旅費 、需用費（消耗品費、印刷製本費 ）、役務費（通信運搬費）、委託 料、会議費、使用料及び賃借料、 備品購入費	1 2

11. (1) 強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修） <u>厚生労働大臣が 必要と認めた額</u>	<p>強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修）の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等</p> <p>(1) 基礎研修 $\frac{1}{2}$</p>	
11. (2) 強度行動障害支援者養成研修事業（実践研修） <u>厚生労働大臣が 必要と認めた額</u>	<p>強度行動障害支援者養成研修事業（実践研修）の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等</p> <p>(2) 実践研修 $\frac{1}{2}$</p>	
12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 <u>厚生労働大臣が 必要と認めた額</u>	<p>障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、委託料、使用料及び広告料）、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等</p> <p>$\frac{1}{2}$</p>	
13. 成年後見制度普及啓発事業 <u>厚生労働大臣が 必要と認めた額</u>	<p>成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費「謝金」、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費「会議費」、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、委託料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等</p> <p>$\frac{1}{2}$</p>	

		、負担金、補助金、助成金、交付 金等	
14. アルコール鬱連 問題に取り組む民 間団体支援事業 1 か所あたり年 額 千円		$\frac{1}{2}$	
15. 薬物依存症問題 に取り組む民間団 体支援事業 1 か所あたり年 額 千円		$\frac{1}{2}$	
16. ギャンブル等依 存症問題に取り組 む民間団体支援事 業 1 か所あたり年 額 千円		$\frac{1}{2}$	
17. 「心のバリアフリー」 ー」推進事業 1 か所あたり 年額5,000千円		$\frac{1}{2}$	「心のバリアフリー」推進事業 の実施に必要な報酬、給料、職員 手当等、賞金、共済費、報償費、 旅費、需用費（消耗品費、燃料費 、食糧費、印刷製本費、光熱水費 及び修繕料）、役務費（通信運搬 費、手数料、保険料及び広告料） 、委託料、使用料、賃借料及び備 品購入費
18. 特別促進事業 厚生労働大臣が 必要と認めた額		$\frac{1}{2}$	特別促進事業の実施に必要な報 酬、給料、職員手当等、賞金、共 済費、報償費〔謝金〕、旅費、需 用費（消耗品費、燃料費、食糧費 〔会議費〕、印刷製本費、光熱水 費及び修繕料）、役務費（通信運 搬費、手数料、保険料及び広告料 ）、委託料、使用料及び賃借料、 備品購入費、扶助費、負担金、補 助金、助成金、交付金等 〔 〕内は、公益法人等事業に

		における対象経費名である。)		
	障害者支 援事業 総合 費補 助金	1. 障害者自立支援 機器等開発促進事 業(直接補助) 厚生労働大臣が必要 と認めた額	$\frac{1}{10}$	実施団体が行う障害者自立支援 機器等開発促進事業の実施に必要 な賃金、謝金、備品購入費、消耗 品費、雑役務費、借料及び損料、 旅費、会議費、通信運搬費、印刷 製本費、光熱水費、補助金並びに 委託費
	障害者支 援機 器等開 発促進 事業 総合 費補 助金	2. 障害者自立支援 機器等開発促進事 業(間接補助) 厚生労働大臣が必要 と認めた額	$\frac{2}{3}$	開発機関が行う障害者自立支援 機器等開発促進事業(以下「開発 機器等が補助する事業」)の実施に必要 な賃金、謝金、備品購入費、消耗 品費、雑役務費、借料及び損料、 旅費、会議費、通信運搬費、印刷 製本費、光熱水費並びに委託費 ただし、大 企業等は $\frac{1}{2}$ (※)
	障害者支 援機 器等開 発促進 事業 総合 費補 助金	3. シーズ・ニーズ マッチング強化事 業 厚生労働大臣が必要 と認めた額	$\frac{1}{10}$	実施団体が行うシーズ・ニーズ マッチング強化事業の実施に必要 な賃金、謝金、備品購入費、消耗 品費、雑役務費、借料及び損料、 旅費、会議費、通信運搬費、印刷 製本費、光熱水費並びに委託費
	(削除)			

	(削除)						
		障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）	1か所当たり 年額 4,700 千円	障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）において必置職員を配置するため必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費		$\frac{1}{2}$	
		就労移行等連携調整事業	1か所当たり 年額 4,700 千円	就労移行等連携調整事業において必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費		$\frac{1}{2}$	
	(削除)						
	重度訪問介護等の利用促進による市町村支援事業	人口30万人未満の市町村（政令指定都市、中核市及び特別区を除く。）に対し、当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、別に定める実施要綱に基づき、都道府県が必要と認める額	平成21年5月11日厚生労働省発達第0511002号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」別表1の第2欄に定める種目「1障害福祉サービス費等」における第4欄に定める対象経費「1当該介護給付費等の支給に要した費用」	人口30万人未満の市町村（政令指定都市、中核市及び特別区を除く。）に対し、当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、別に定める実施要綱に基づき、都道府県が必要と認められる額	平成21年5月11日厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」別表1の第2欄に定める種目「1障害福祉サービス費等」における第4欄に定める対象経費「1当該介護給付費等の支給に要した費用」	$\frac{1}{2}$	
	障害者自立支援給付支払等システム事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者自立支援給付支払等システム事業に必要な資金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金			$\frac{1}{2}$	
	福祉・介護職員処遇改善加算の取扱い別支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	福祉・介護職員処遇改善加算の取扱い別支援事業の実施に必要な報酬、給金、職員諸手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金			$\frac{1}{10}$	

(※) 大企業等は、次表のいずれかに該当する企業以外の者であつて事業を営むもの（大企業）や発行済株式の総額又は出資の総額の「2分の1以上が同一の大企業の所有に属する」又は「3分の2以上が複数の大企業の所有に属する」事業者については対象経費の1／2とする。

主たる事業として 営んでいる業種 製造業、建設業、運輸業及びその 他の業種（下記以外）	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数) (注1)
コム製品製造業（自動車又 は航空機用タイヤ及びチュー ーブ製造業並びに工業用ベル ト製造業を除く。）	3億円以下	300人以下
	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理 サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇预告不要者）を含まない。

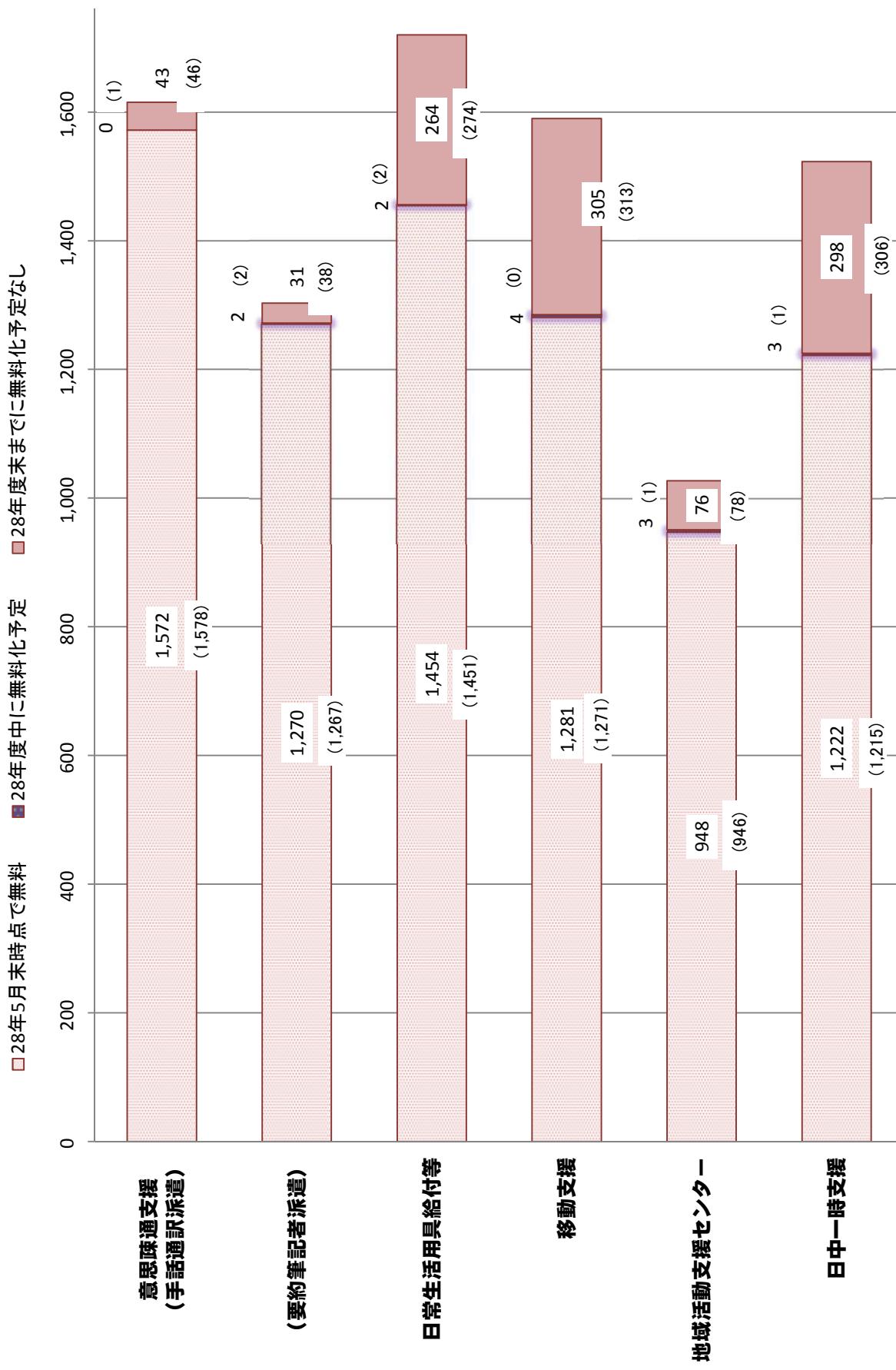
地域生活支援事業費等補助金に係るスケジュール（平成29年度）案

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
地域生活支援事業		国庫補助協議	協議書提出期限										
特別支援事業		実施要綱・交付要綱発出	内示・交付申請依頼										
平成29年度スケジュール（案）		別一部の事業及び特 別促進事業（注）	5/27	3/30	5/29	12/15	2/15	11/29	12/15	9/23	11/29	12/15	2/15
地域生活支援促進事業		地域生活支援促進事業	実施要綱発出										
平成28年度スケジュール（実績）		特別支援事業	国庫補助協議										

(注) 地域生活支援促進事業のうち国庫補助協議を要する一部の事業及び特別促進事業の内示の時期については、事業担当係により異なる場合がある。
※現時点でのスケジュールであり、今後変更の可能性がある。

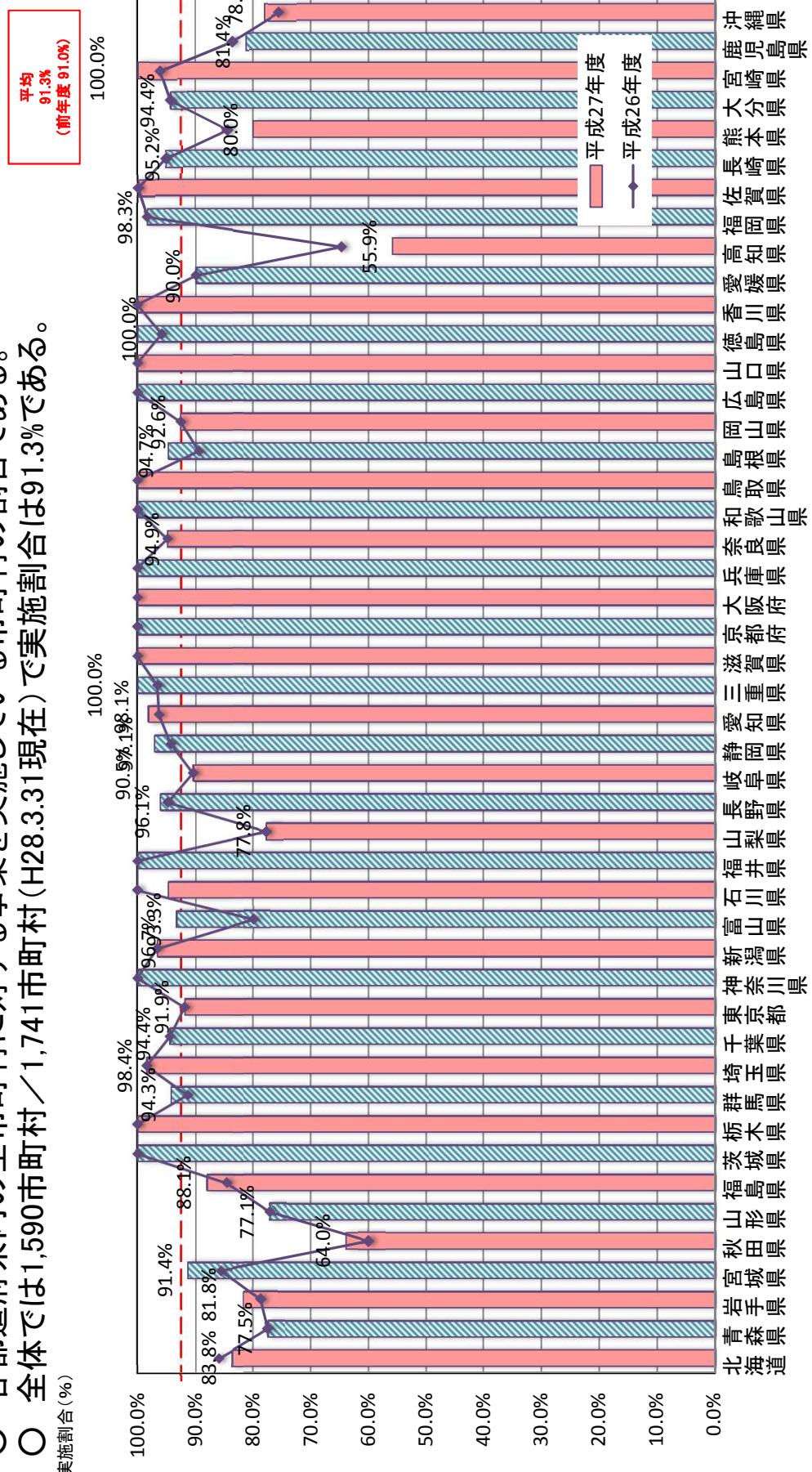
(資料1-5)

地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況(平成28年度)



移動支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,590市町村／1,741市町村（H28.3.31現在）で実施割合は91.3%である。



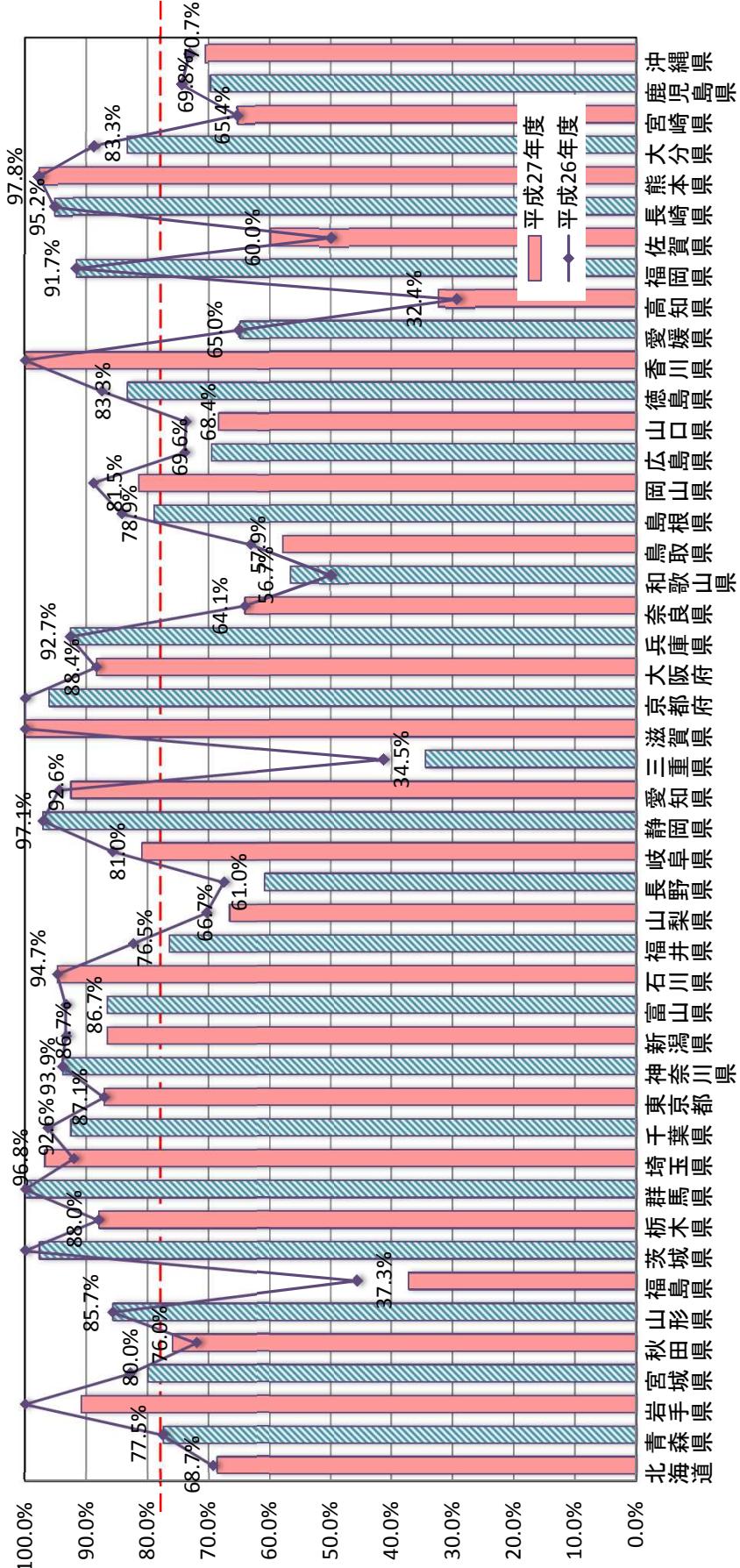
(資料1-6)

※数値は平成27年度値。
※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,364市町村／1,741市町村(H28.3.31現在)で実施割合は78.3%である。

実施割合(%)



平均
78.3%
(前年度 80.1%)

※数値は平成27年度値。
※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

理解促進研修・啓発事業の取組事例

実施形式	実施事例
① 教室等開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい当事者を対象とした講師養成研修を実施した上で、研修修了者を講師として登録する。登録した講師を学校や企業、各種団体が開催する研修会等の講師として派遣し、講演等を行うことで、障がい者への理解促進等を図る。 ・視覚障がい者及びガイドヘルパーを講師とした「視覚障がい者への理解を深めるための講座」を、小学校・中学校において実施。視覚障がい者とのふれあいや、アイマスク体験等を通じて、誰もが暮らしやすい街づくり、人にやさしい街づくりを進めるためにどのような事が必要なのか、何ができるのかを考え学ぶきっかけとする。 ・聴覚・視覚障がい者のコミュニケーションを確保するとともに、視覚・聴覚障がい者への理解と、地域福祉の増進に資することを目的とし、手話教室と点字教室を実施する。 ・企業向け発達障害者雇用啓発セミナー 発達障害についての理解を深めることで、発達障害のある方の雇用促進、職場定着につなげていくことを目的に開催する。
② 事業所訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生が障害福祉サービス事業所等を訪問し、職員や当事者と交流することにより、障がいに対する知識や理解を深める。 ・市内在住の小学生を対象に、日中活動系サービス事業所を一日体験し、そこで製作した商品等を、大型商業施設で障がい者とともに販売体験を行う。参加者や参加者家族と障がい者との交流により障害者への理解を深めることを目的とする。 ・障がい者授産施設を巡るバスツアーを実施する。施設の見学や買い物をおして障がいや障がい者に対する理解を深めることを目的とする。
③ イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援センター利用登録者、保護者、企業の他、広く一般区民を対象とし、障害者就労の現状を普及・啓発するための「障害者就労支援センター講演会」を実施する。 ・毎回1万人程度の人出がある「駅前軽トラ市」に、障害者施設の出展で福祉ブースを作り、障害者施設製品を販売するとともに、障害者施設や障害者施設製品等について啓発を行う。普段、福祉に関心がない人も多く来場するため、製品の販売を通じて、障害者と市民が触れ合うことで、障害に関する理解促進や障害者施設製品の販売促進を図ることを目的としている。 ・障がい者の就労促進、障がい者理解を目的に開催する総合イベント「障がい者の就労マルシェ」事業。市内体育館を会場に、障がい者に対し企業等の説明会、企業等に対し障がい者雇用をテーマとした講演会や企業向け相談。一般市民に対しコンサート等の公演、福祉事業所による販売、実演、その他各種イベントで障がい者理解を図る。 ・視覚障害者スポーツや点訳・音訳ボランティアの体験、福祉機器の展示等を行いうイベントの開催により、視覚障害福祉への理解を広める。 ・視覚障がいのある施術者による市民へのマッサージ体験会を実施し、視覚障がい者の就労機会の創出と施術提供に関する啓発を行う。
④ 広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方や障害の特性についての理解を進めていくため、子どもから大人まで理解できるようなわかりやすい冊子を作成し、障害理解の普及啓発を図る。平成28年度は、障害者差別解消法や防災等を盛り込んだ改訂版を作成する。 ・障害者雇用の理解促進・啓発事業として、障害者支援協力企業に、ロゴマーク入りステッカーを配布し、幅広く地域の方々に啓発していきたい。また、ロゴマークのデザインについては、市民からの公募とし、デザイン作成の際から障害者雇用の理解・啓発を広めていく。 ・緊急時や災害時に周囲の支援や配慮を必要とする方を支援するため、外出時に携帯するヘルプカードを作成。 ・手話を普及・啓発するため、簡単な手話が学べる動画を制作し、市ホームページ及びYOUTUBE上で配信する。 ・当事者目線に立った障がいに関する情報等を収集し、同時に当事者以外の方にも目に留まり、障がいの理解促進につながるような工夫のあるホームページの作成業務を、障がい者就労施設へ委託し、障がいに対する普及・啓発を目的とした広報活動を行う。
⑤ その他の形式	<p>上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校高等部等の卒後の進路決定等にあたり、その児童及び保護者等向けの福祉事業所合同説明会を実施することで、障害福祉サービスの制度や市内の福祉事業所を知る場を提供するとともに、より障害のある方に適したサービスや事業所を選択することができるよう支援する。 ・障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮を理解し、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポート」を養成するため、地域や学校、企業などの研修の場などに出向いて「あいサポート研修」を行う。

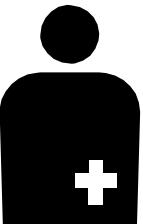
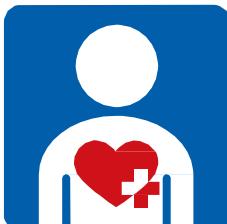
自発的活動支援事業の取組事例

実施形式		実施事例
① ピアサポート	障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動へ支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポートの専任職員を配置し、事業のコーディネートを行なうことにより、普及啓発、サポートの養成や活動支援の充実を図る。 ・ピアサポートセンターにおいて当事者相談員(ピアカウンセラー)が精神障害者からの相談に応じ必要な助言を行うほか、ピアカウンセラーを中心としたグループ交流等により、当事者による相互援助やサービスの提供等を実施。
② 災害対策	障害者等を含めた地域における災害対策活動へ支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者台帳の整備 重度障害者に対し、災害時及び平常時の地域での見守り活動を郵送で案内し、登録者を募る。 ・福祉事業所を災害時の2次避難所として選定し、緊急時の備品等の整備を行う。また、平時における月1回程度安否確認の訪問や模擬避難をとおした災害時の有効活用を図る。 ・障がい児の保護者等で構成される団体を相手方として、災害時に情報の収集や危険認知が難しく、避難所においても困難が想定される障がい児を対象に、当事者目線に立った防災の手引き及び福祉避難所が開設された際に運営が円滑に行われるためのマニュアル作成・避難所体験会の実施、地域住民に向けた支援方法啓発のためのリーフレットを作成及び市広報に併せての配布業務を委託する。
③ 孤立防止活動支援	地域で障害者等が孤立するこどがないよう見守り活動に支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者ふれあいサロン事業 地域で孤立し、閉じこもりがちな身体障がい者が参加できるサロンを開催し、同じ障がい者同士が触れ合うことにより、地域で暮らす身体障がい者の悩みの解消、生きがいづくりや社会参加の増進を図る。 ・平成26年度、市民団体等から事業を募集するまちづくり提案事業において、孤立化が懸念される養護者への取り組みとして市民団体が訪問活動を実施された。その分析からでたメンタルヘルスの課題等への対応として養護者の抱えている負担を軽くするための悩みを共有できるサロンを行う。サロン開催前には孤立化が懸念される世帯への訪問・相談活動を行いサロン参加を促していく。また、訪問・相談活動を行う職員を雇用する。 ・障害者が安心した地域生活を送れるよう、本人の生活を見守り、相談相手となりながら必要な援助を行う生活アシスタントの紹介を行う。また、障がい者の支援等を図るために、基礎的な障害特性等について講座を通して習得した地域アシスタントの養成を図り、障がい者の福祉・生活の向上に資する。
④ 社会活動支援	障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動(ボランティア等)の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者学習支援事業 軽度の知的障害者の地域生活における社会的自立を促進することを目的として、余暇活動および社会参加活動における学習を支援する。 ・障がいのある方たちが気兼ねなく、健常者たちと同じように劇場という空間で文化・芸術に触れる機会を提供するため「(仮称)障がい者ふれあいコンサート」を開催する。運営主体は、障害者の保健・福祉の増進、障害者の自立と社会参加の促進、共生社会の実現を目的として市の障害者団体と関連団体で平成28年4月に設立した「障がいフォーラム」が行う。一般社団法人・行政と連携し平成29年3月文化会館で実施予定。
⑤ ボランティア活動支援	障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者への理解を深める「ボランティア養成事業」(はじめての手話、点字講習会) ・知的障害者が自分に自信を持ち、仲間たちとの話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動(公共施設での美化清掃、レクリエーション活動ほか、コンサートや老人ホームへの慰問等)を支援し、社会参加の促進を図る。 ・行き場のない精神障害者等に作業等ではなく、安心して過ごせる居場所「ころころ」を運営する事業。ボランティア及び職員(精神保健福祉士)等により、実施、展開する。
⑥ その他形式による支援	上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「街のバリアフリー点検など地域環境整備活動」及び「障害福祉に関する啓発事業への参加」実施のために事務員1名をあたらせ、障害者の自主性を培い、地域社会の一員として自立助長を促す「本人活動支援事業」 ・障害児仕事体験活動事業 支援を必要とする障害児が、地域の支援団体の指導や助言を受け、ジョブセンターと共に地元企業等で働くという経験を積み重ねる「仕事体験活動」を実施する。 仕事体験活動を受け入れる企業等及びジョブセンターの募集、仕事体験活動に関する研修・講演会等の開催、仕事体験活動に係る企画、調整等。

障害者に関するマークについて

○順 不 同

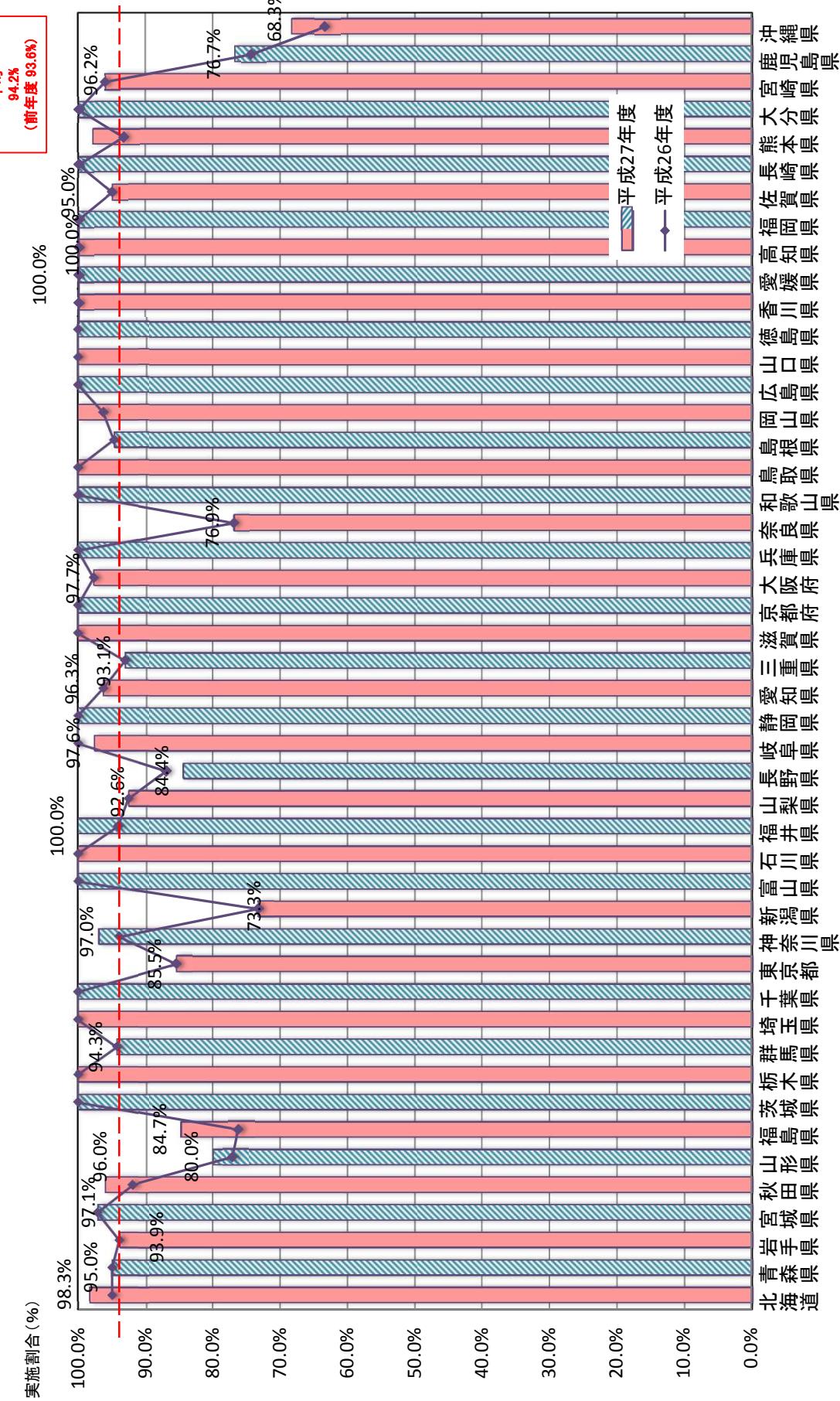
名 称	概 要 等	連 絡 先
【障害者のための国際シンボルマーク】	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願ひいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたもので、特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/</p> <p>TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523</p>
【身体障害者標識】	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL : 03-3581-0141（代）</p>
【聴覚障害者標識】	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL : 03-3581-0141（代）</p>
【盲人のための国際シンボルマーク】	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p>視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p> <p>信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願ひいたします。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://homepage2.nifty.com/welblind/</p> <p>TEL : 03-5291-7885</p>

名 称	概 要 等	連 絡 先
【耳マーク】 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力ををお願いいたします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体 連合会 http://www.zennancho.or.jp/</p> <p>TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046</p>
【ほじょ犬マーク】 	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、御理解、御協力ををお願いいたします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援 振興室</p> <p>TEL : 03-5253-1111 (代) FAX : 03-3503-1237</p>
【オストメイトマーク】 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力ををお願いいたします。</p>	<p>公益財団法人交通エコロジー・ モビリティ財団 http://www.ecomo.or.jp/index.html</p> <p>TEL : 03-3221-6673 FAX : 03-3221-6674</p>
【ハート・プラスマーク】 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力ををお願いいたします。</p>	<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/</p> <p>TEL : 080-4824-9928</p>

名 称	概 要 等	連 絡 先
【障害者雇用支援マーク】	<p></p> <p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。</p> <p>そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しくお願いします。</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会ITセンター http://www.social.or.jp/itcenter/</p> <p>TEL : 052-218-2154 FAX : 052-218-2155</p>
【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】	<p></p> <p>(社会福祉法人日本盲人会連合推薦マーク)</p> <p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 http://www.city.gifu.lg.jp/21102.htm</p> <p>TEL : 058-214-2138 FAX : 058-265-7613</p>

意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。
- 全体では1,640市町村／1,741市町村（H28.3.31現在）で実施割合は94.2%である。



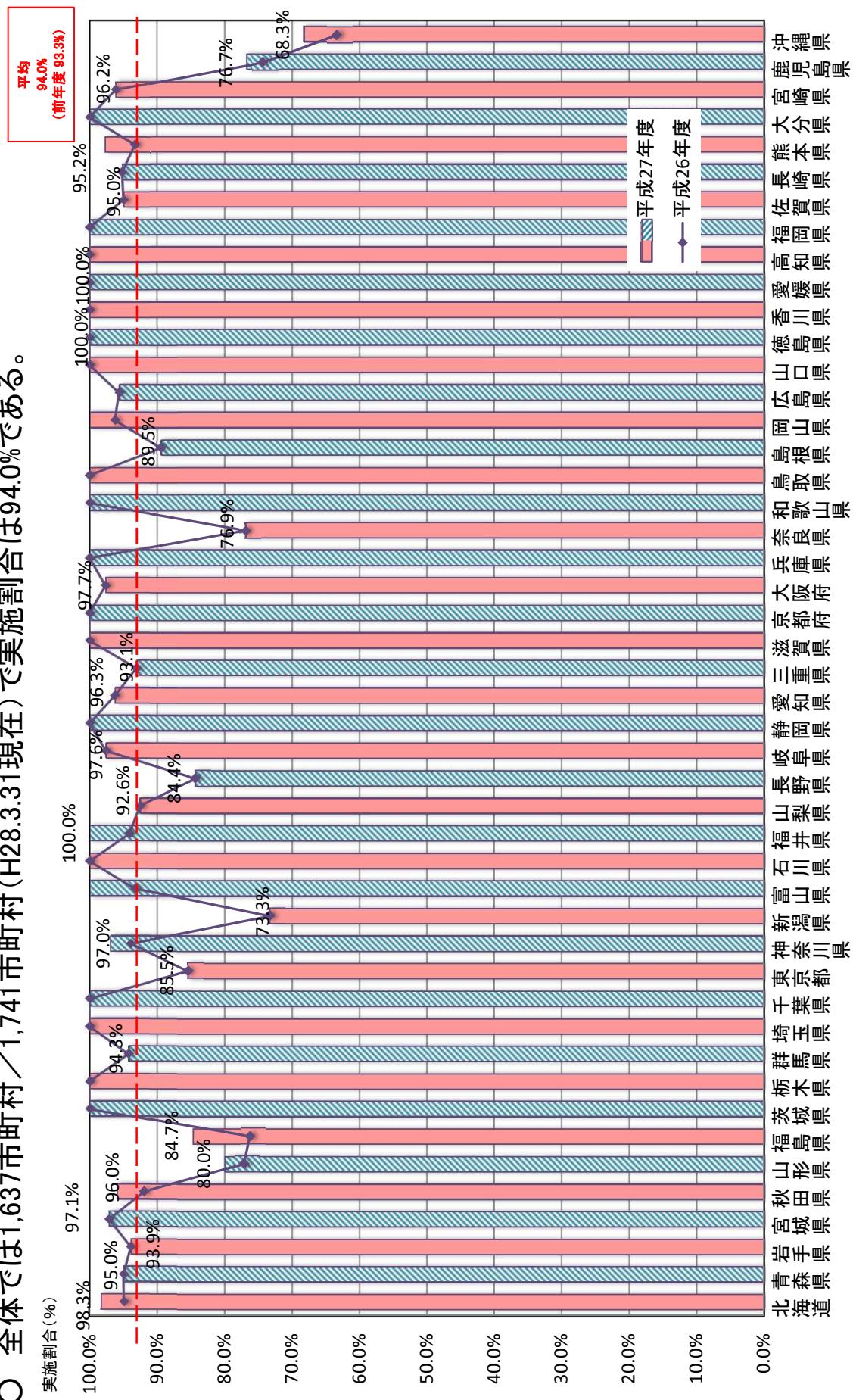
※数値は平成27年度値。

※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

意思疎通支援事業

(内訳1) 手話通訳者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】

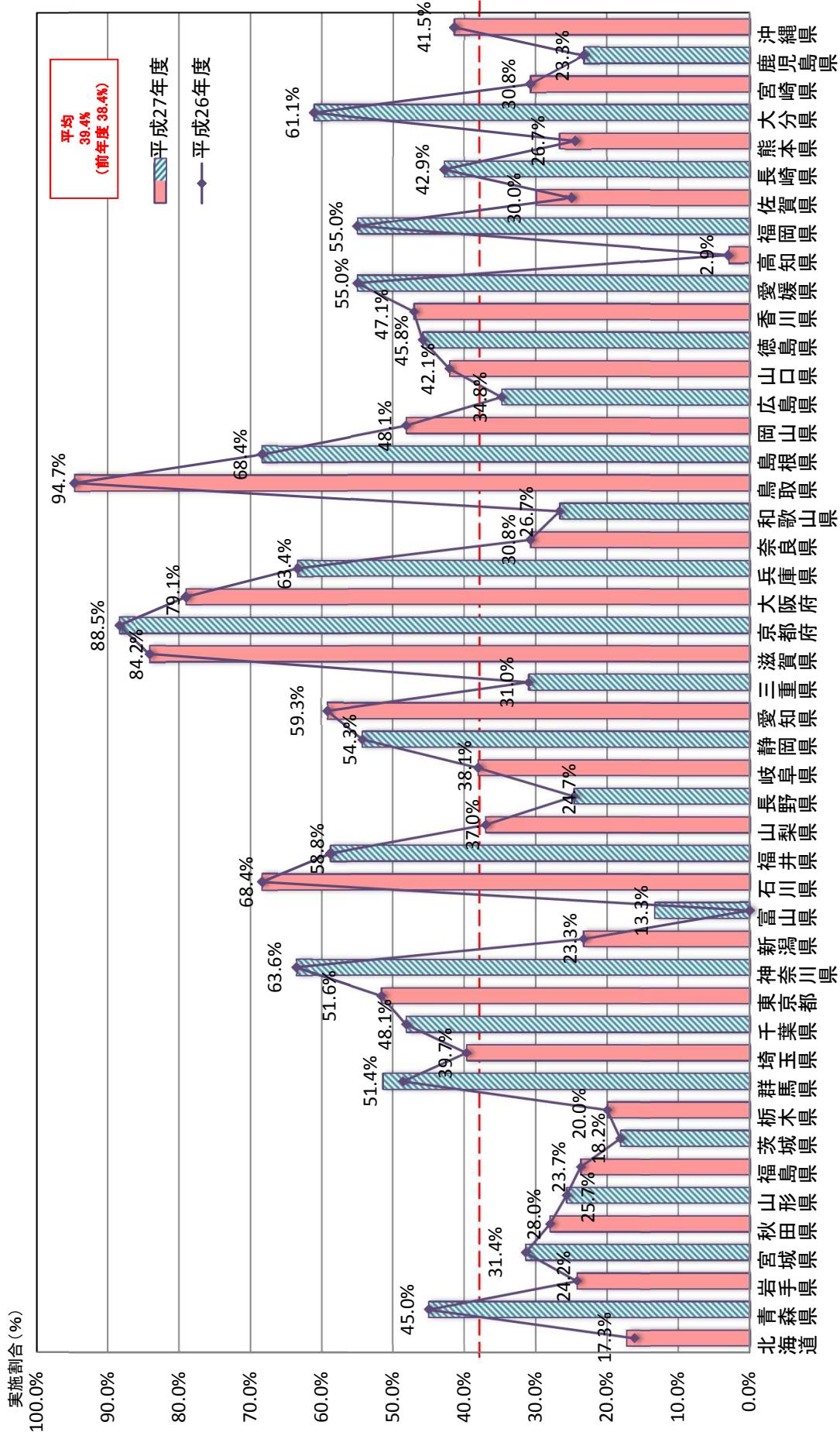
- 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。
- 全体では1,637市町村／1,741市町村(H28.3.31現在)で実施割合は94.0%である。



意思疎通支援事業

(内訳2) 手話通訳者設置事業の実施体制整備状況【都道府県別】

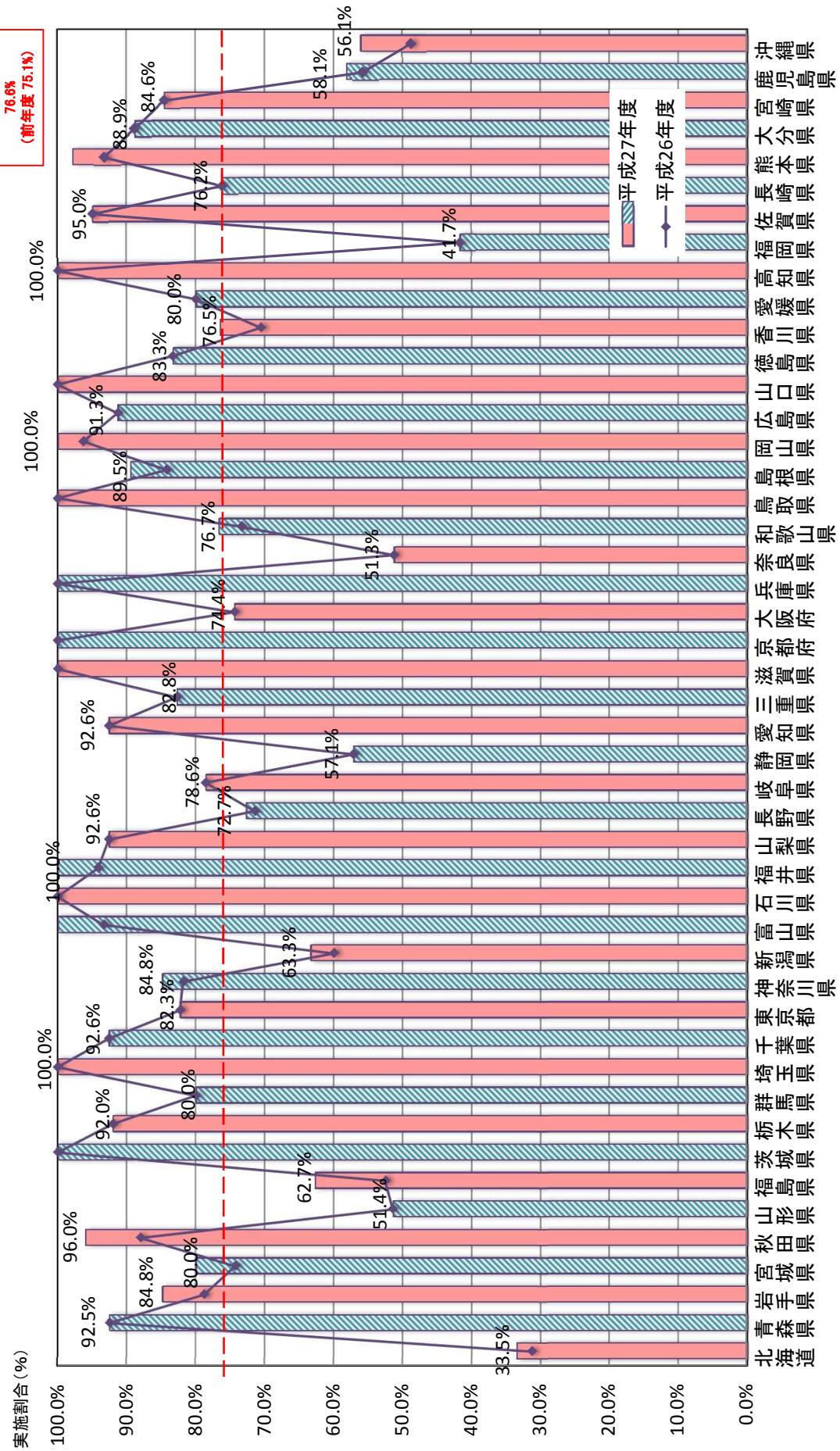
- 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。
- 全体では686市町村／1,741市町村(H28.3.31現在)で実施割合は39.4%である。



意思疎通支援事業

(内訳3) 要約筆記者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。
- 全体では1,334市町村／1,741市町村（H28.3.31現在）で実施割合は76.6%である。



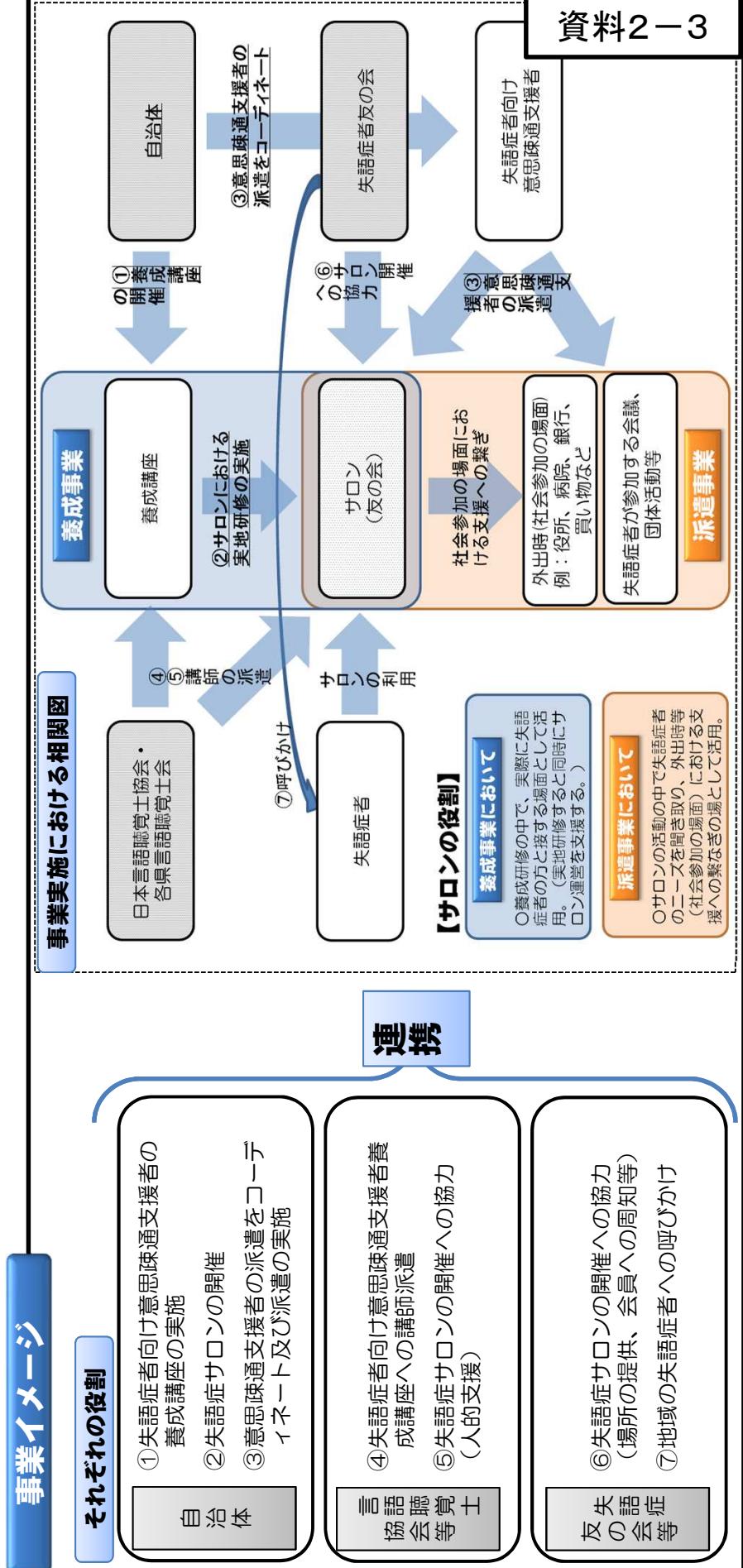
*数値は平成27年度値。

*各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて

事業概要

- (1) 失語症者向け意思疎通支援者の養成
・失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム（平成28年度策定）の必須科目（講義8時間、実習32時間）を基本として、支援者の養成を実施する。
- (2) 失語症者向け意思疎通支援者の派遣
・失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動及び失語症者の外出時に支援が必要な場面について派遣を実施する。
- (3) 留意事項
・養成カリキュラムについては、各地域の状況や利用者ニーズに応じて、各自治体において一部構成を変更することも可能。
・各地域における言語聴覚士協会や失語症関係団体と連携を図り事業の円滑な実施に努めること。
・失語症者の集まるサロンを開催し、実地研修及び失語症者の個別ニーズの聞き出しの場として活用するよう努めること。



聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成28年12月末現在)

都道府県（市）	設置	設置予定等	都道府県（市）	設置	設置予定等
北海道		平成28年度	広島県	△	平成28年度 (現在:単独事業で実施)
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県	○		香川県	○	
秋田県	○	平成28年10月1日開設	愛媛県	○	
山形県	○		高知県	○	
福島県	○		福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県	○	
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県	○	
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市		
福井県	○		千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県	○		静岡市		
三重県	○		浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府	○		京都市	○	
大阪府	○		大阪市		
兵庫県	○		堺市	○	
奈良県	○		神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県	△	単独事業で実施	広島市		
島根県	○(2)		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			熊本市		
			計	52	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

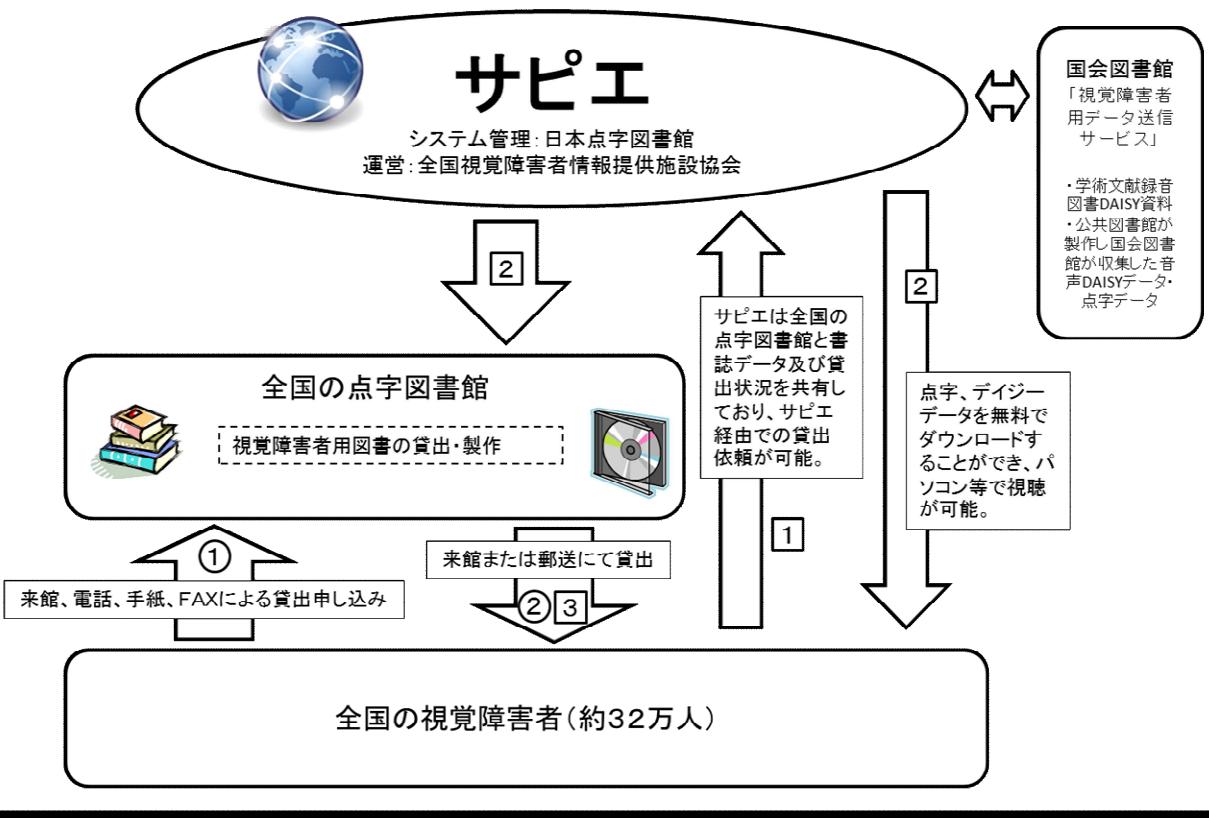
「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータ（音声、テキストを利用したデータ）の情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約91万件）として広く活用されています。

また、14万タイトルの点字データを保有し、6万タイトルのデイジーデータのダウンロードやストリーミングができ、個人会員はこの点字・デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がりました。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」（Sapientia サピエンティア＝ラテン語）の広場です。

視覚障害者情報総合システム「サピエ」と点字図書館等の関係図



ITサポートセンターの事業取組状況

都道府県名	実施主体	実施機関	住所	HPアドレス
1 北海道		—		
2 青森県	一般財団法人 青森県身体障害者福祉協会	青森県身体障害者福祉センターねむのき会館	青森県青森市野尻字今田52-4	http://www.nemunoki.jp
3 岩手県		—		
4 宮城県	株式会社テクノプラザみやぎ	宮城障害者 ITサポートセンター	仙台市泉区高森2-1-40 21世紀 プラザ研究センター内1階	http://www.tpminc.co.jp/it/INDEX/index1.html
5 秋田県		—		
6 山形県		—		
7 福島県		—		
8 茨城県	茨城県（委託先：社会福祉法人自立奉仕会）	茨城県障害者 ITサポートセンター 茨城福祉工場内	茨城県笠間市鯉渕6550	http://www.ifc-net.or.jp/itsupport/
9 栃木県		—		
10 群馬県	群馬県（委託先：パソボラ・サポート群馬）	群馬県障害者情報化支援センター	群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター2階	http://www8.wind.ne.jp/gunma-ohocenter/
11 埼玉県	特定非営利活動法人 埼玉県障害者協議会	埼玉県障害者 ITサポートセンター	さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内	http://www.normanet.ne.jp/~ww100089/i.html
12 千葉県	愛光・あかね・トライアングル西千葉共 同事業団	社会福祉法人 愛光 視覚障害者総合支援センターちは 特定非営利活動法人 トライアングル西千葉	愛光：千葉県四街道市四街道1-9-3 あかね：千葉県船橋市木本中山3-2-1-5 トライアングル西千葉：千葉県千葉市稲毛区小仲台2- 6-1 京成稻毛ビル205号	愛光： http://center-aikoh.net/i/81-i77-2012-01-08-03-51-30 あかね： http://akane-net.or.jp/business.html トライアングル西千葉： http://www9.pbara.jp/triangle_nishi/tenji_hi/in_tenji_hi.html
13 東京都	(委託)社会福祉法人東京コロニー	東京都障害者 IT地域支援センター (東京都社会福祉保健医療研修センター1階)	東京都文京区小日向四丁目1番6号	http://www.tokyo-itcenter.com/index.html
14 神奈川県	神奈川県（委託先：公益財団法人かながわ福 祉サービス振興会）			http://shien-network.kanafuku.jp/
15 新潟県		—		
16 富山県		—		
17 石川県	石川県（委託先：石川県身体障害者団体連合会）	石川県障害者 ITサポートセンター（石川県社会福祉会館1階）	石川県金沢市本多町3丁目1番10号	http://www.prefishikawa.lg.jp/fukusi/oshirase/it_support.html
18 福井県	福井県（委託先：一般社団法人福井県身体障害者福祉連合会）	福井県障害者 ITサポートセンター 福井県社会福祉センター内1階	福井市光陽2丁目3-22	http://www.normanet.ne.jp/~fukui/itsapo/index.html
19 山梨県	山梨県（委託先：社会福祉法人山梨県障害者福祉協会）	山梨県障害者 ITサポートセンター 山梨県福祉プラザ1階	甲府市北新1-2-12	http://www.sanshoukyou.net/services/itsupport.html
20 長野県		—		
21 岐阜県	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	福祉メディアステーション（ソフトピアジャパンセンタービル1階）	大垣市加賀野4-1-7	http://www.f-media.jp
22 静岡県	東部地域：特定非営利活動法人ウォーター・ビ ジョン 中部地域：社会福祉法人静岡県身体障害者福祉会 西部地域：株式会社東海道シグマ	東部マルチメディア情報センター 中部マルチメディア情報センター 西部マルチメディア情報センター	東部：静岡県浜松市大手町1-1-3 沼津商連会館ビ ル 中部：静岡県静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福 祉会館 西部：静岡県浜松市中区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松 中央館	東部： http://www.watervision.or.jp 中部： http://www.sigma-jp.co.jp 西部：中部なし
23 愛知県	愛知県（委託先：一般社団法人愛知県聴 覚障害者協会） 愛知県（委託先：社会福祉法人 A J U自立の家） 愛知県（委託先：社会福祉法人名古屋市 身体障害者福祉連合会） 愛知県（委託先：社会福祉法人名古屋ライトハウス） 愛知県（委託先：社会福祉法人名古屋市 総合リハビリテーション事業団）	あいち聴覚障害者センター わだちコンピュータハウス 名身連聴覚言語障害者情報文化センター 名古屋盲人情報文化センター なごや福祉用具プラザ	名古屋市中区三の丸1-7-2桜華会館 名古屋市昭和区下構町1-3-3 愛知県名古屋市中村区中村町7丁目84番地の1 名古屋市港区港陽1-1-65 名古屋市昭和区御器所通3-12-1 御器所ステーションビル3階	http://www.normanet.ne.jp/~ww100046/ http://www.aiju-cil.com http://www.meishinren.or.jp http://www.e-nakama.jp/niccb http://www.nagoya-rehab.or.jp/plaza/
24 三重県	三重県（三重県視覚障害者支援センター）	三重県視覚障害者支援センター	三重県津市桜橋2丁目	www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/
25 滋賀県		—		
26 京都府	特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター	京都障害者 ITサポートセンター 京都テルサ西館3階	京都府京都市南区東九条下殿田町70番地	http://kyoto-itsupport.myeki.net/
27 大阪府	大阪府（委託先：社会福祉法人大阪障害者自立支援協会）	大阪府 ITステーション	大阪市天王寺区六万体町3-21	http://www.itsapoot.ip/
28 兵庫県		—		
29 奈良県	奈良県視覚障害者福祉協会	奈良県社会福祉総合センター内5階	橿原市大久保町320-11	http://www.nasuishin.jp/02.html
30 和歌山県		—		
31 熊取県		—		
32 島根県		—		
33 岡山県	公益財団法人 岡山県身体障害者福祉連合会	障害者 ITサポートセンターおかやま きらきらプラザ (岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館) 内1階	岡山市北区南方2丁目13-1	http://www.kirameki-plz.com/~okasan/3ic/01.html
34 広島県	広島県（委託先：（株）広島情報シンフォニー）	広島県障害者 ITサポートセンター （株）広島情報シンフォニー内)	広島市東区牛田新町2丁目2番1号	http://www.symphony.co.jp/it-support/
35 山口県		—		
36 徳島県		—		
37 香川県		—		
38 愛媛県		—		
39 高知県		—		
40 福岡県		—		
41 佐賀県	佐賀県	特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家 (佐賀県障害者 ITサポートセンター“ゆめくれよん+”)	佐賀県佐賀市鍋島3丁目3-20	http://www.ykureyon.com/
42 長崎県		—		
43 熊本県		—		
44 大分県		—		
45 宮崎県		—		
46 鹿児島県	鹿児島県（委託先：社会福祉法人鹿児島 県身体障害者福祉協会）	鹿児島県障害者 ITサポートセンター（ハートピア かごしま3階相談室、情報センター相談室）	鹿児島市小野一丁目1番1号 ハートピアかごしま3階	http://shogaisha-kagoshima.jp/etc/po-soudan/
47 沖縄県		—		

避難所等における視覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

- ・避難所等において、視覚障害者への理解を求める。
・視覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

安否の確認
被災地域の要援護者を確認

放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

ニーズの把握
障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携
避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明
トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有
食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

機材・物品
共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
・テレビ(解説放送)
・乾電池(ラジオなど)
等

聴覚障害

- ・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など)
- ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。(「手話できます」「『耳マーク』の活用」など)

- ・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

- ・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

- ・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

- ・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

- ・テレビ(字幕・手話放送)
・ホワイトボード(設置型、携帯型)
・補聴器用電池

平成29年度内閣府防災部門 予算案

(単位:百万円)

区分 (主要事項名)	前年度 予算額	29年度 予算案	対前年 増△減額
○ 災害予防	939	850	△ 89
実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	125	121	△ 4
防災を担う人材の育成、訓練の充実	238	234	△ 4
社会全体としての事業継続体制の構築推進	41	42	1
防災ボランティア連携促進	20	16	△ 4
地震対策の推進	200	188	△ 12
火山災害対策の推進	204	193	△ 11
土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	50	49	△ 1
防災計画の充実のための取組推進	20	9	△ 11
○ 災害応急対応	1,686	1,801	115
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けた首都直下地震対策等に係る取組推進	90	61	△ 29
災害対応業務標準化の推進	22	22	0
防災情報の収集・伝達機能の強化	277	233	△ 44
現地対策本部設置のための施設整備	26	147	121
中央防災無線網の整備・維持管理等	1,156	1,175	19
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	115	164	49
○ 災害復旧・復興	1,167	2,838	1,671
被災者支援・復興対策の推進	45	49	4
被災者支援に関する総合的対策の推進	30	16	△ 14
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0
災害救助費等負担金	202	1,883	1,681
災害弔慰金等負担金	140	140	0
災害援護貸付金	150	150	0
○ その他	759	749	△ 10
国際関係経費	287	272	△ 15
特定地震防災対策施設運営費補助金	251	251	0
その他一般事務処理経費等	220	225	5
合計	4,551	6,238	1,687

(注) 1. 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

2. 前年度予算額の計には、前年度限りの経費を含む。

※復興庁一括計上（東日本大震災分）として、被災者生活再建支援金補助金135億円及び災害救助費等負担金等230億円

実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進

平成29年度予算案 121百万円（125百万円）

事業概要・目的

- 国民の実践的な防災行動定着のためには、防災に関する情報を発信するのみならず、様々なチャネルを活用して幅広い層の国民に対して啓発を行っていくことが重要。
- 内閣府では、防災に関する情報を網羅的・一元的に集約したポータルサイト「TEAM防災ジャパン」を通じた発信を行うとともに、防災意識向上の国民運動を推進する仕組みとして、各界各層の団体からなる「防災推進国民会議」や、主に防災に関する業界団体からなる「防災推進協議会」のネットワークを活用し、幅広く普及啓発を展開。
- これらの仕組みを活用するにあたり、様々な防災の普及啓発コンテンツ・ツールを提供する。また、津波防災について、実践的な避難行動がとれるよう、意識向上を図る他、企業、ボランティアなど多様な主体が、一堂に会し、その取組や知見を発信する場として「防災推進国民大会」を実施する。
- これら普及啓発のツールの提供や様々なチャネルを通じた働きかけを通じて、国民全体に対する実践的な防災行動の啓発を図る。

事業イメージ・具体例

【普及啓発の仕組み】

ポータルサイト

- 防災に関する情報を網羅的・一元的に集約・発信

防災推進国民会議

防災推進協議会

- 各界各層、業界団体等のネットワーク活用

【啓発ツールや機会の提供】

普及啓発コンテンツ

- 共有デジタルコンテンツ
- 防災啓発アイディア
- 各種啓発ツール
- CSR・企業の防災取組事例

津波防災の意識向上

- 実践的避難行動の意識定着
- 津波避難訓練の参加促進
- 「世界津波の日」の普及

防災推進国民大会

- 様々なチャネルを通じた啓発
- 普及啓発ツールの提供

国民全体に対する実践的な防災行動の啓発

期待される効果

- 国民に対するきめ細かな防災知識の普及、防災意識の啓発により、国民の防災活動への自律的・積極的な参加が促されることで地域の防災力が高まり、災害の未然予防及び災害被害の軽減が可能となる。

防災を担う人材の育成、訓練の充実①

平成29年度予算案 131百万円（131百万円）

事業概要・目的

「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国・地方のネットワークを形成できる人」を育成するために、国や地方公共団体等の職員に対する研修を行う。

また、人材を育成する研修内容の充実についての検討を行う検討会を開催するなど、体系的な人材の育成を実施する。

事業イメージ・具体例

- 地方公共団体等の職員に対して、内閣府防災でOJT研修や防災に関する研修を行う。
- 国・地方公共団体の職員に対して、「有明の丘基幹的広域防災拠点」を活用した研修や各地域へ出向いた研修を行う。
- 災害対応に関する人材を育成する研修内容の充実についての検討を行う検討会を開催とともに、研修内容の見直し、研修指導要領の整備やインターネットを通じた研修など、防災に係る人材の育成について総合的に検討、実施する。



(H28年度「有明の丘基幹的広域防災拠点」における研修の状況)



(H28年度三重県における研修の状況)

期待される効果

- 国及び地方において、危機事態に迅速・的確に対応できる人材が育成され、災害対応能力が向上するとともに、組織の取り組みにより、組織としての災害対応能力の向上が図られる。
- 研修等を通じて職員間のネットワークが構築され、国・地方公共団体及び地方公共団体相互が緊密に連携した広域的な災害対応が可能となる。

防災ボランティア連携促進

平成29年度予算案 16百万円（20百万円）

事業概要・目的

- 後に「ボランティア元年」と呼ばれる平成7年の阪神淡路大震災では、全国から約140万人の人々がボランティアとして駆け付け、復旧復興の大きな原動力として認識され、その後災害対策基本法に、行政が「ボランティアの環境整備に努める」（H7年）、「連携に努める」（H25年）旨規定された。
- 東日本大震災や平成28年熊本地震の支援活動においても、ボランティアが大きな役割を果たしており、今後発生が懸念される南海トラフ等の大規模災害の対応において、その重要性はますます高まっている。
- こうした現状に鑑み、行政とボランティアの連携の強化、専門性やノウハウを有するNPO等の活動に対する一層のエンパワーメント、発災時だけでなく平時のボランティア活動の促進、さらなる裾野の拡大など様々な課題に対する方策を検討する。

事業イメージ・具体例

（1）ボランティアの環境整備に関する検討会等

ボランティアと行政など各セクター間の連携や、支援策の在り方等、ボランティアの環境整備に関する課題やその方策について、有識者による検討を行う。また、こうした課題解決のヒントとなる事例の調査や、優良事例の情宣などの普及啓発活動を実施する。

（2）連携訓練の実施

発災時に行政がボランティアと連携の取れた対応を行うには、平時からの交流や連携のための場作りが必要であり、発災後を想定した連携訓練を、いくつかの自治体と協働で実施し、対応力を高める。

（3）ボランティアの裾野拡大

全国で女性や学生などがボランティアに積極的に参加している事例を発掘、発信を行う他、専門ボランティアから一般ボランティアまで幅広く参加を募り、意見交換や取組発表の場を設け、ボランティアの裾野拡大を推進する。

期待される効果

首都直下、南海トラフ地震など大規模災害に備え、行政とボランティアの連携、ボランティアの裾野拡大など環境整備を進めることで、平時から、応急・復旧、復興まで各フェーズにおけるボランティア活動を推進するとともに、防災力の向上を図ることができる。

資料2-9

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について
(平成27年度末現在)

都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳・介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1 北海道	3	82	1,000円/時	有(240時間/年)
2 青森県	2	17	2,500円/時	無
3 岩手県	14	147	1,050円/時	有(8時間/日)
4 宮城県	4	94	1,200円/時	有(240時間/年)
5 秋田県	8	22	1,000円/時	有(240時間/年)
6 山形県	12	53	1,500円/時	無
7 福島県	9	51	1,200円/時	有(10時間/回)
8 茨城県	13	59	1,670円/時	有(180時間/年)
9 栃木県	15	202	1,500円/時	有(240時間/年)
10 群馬県	7	74	1,660円/時 1,830円/時(早朝等)	有(240時間/年)
11 埼玉県	36	131	1,470円/時	有(400時間/年)
12 千葉県	19	108	1,660円/時	無
13 東京都	128	526	1,700円/時	有(登録者全体で48,412時間/年)
14 神奈川県	57	286	1,550円/時(8時~18時) 1,930円/時(上記以外)	無
15 新潟県	24	125	1,300円/時	有(240時間/年)
16 富山県	3	30	1,320円/時	無
17 石川県	5	94	1,890円/時	無
18 福井県	18	27	1,670円/時	有(240時間/年)
19 山梨県	6	68	1,500円/時	無
20 長野県	5	48	1,530円/時	有※予算の範囲内で
21 岐阜県	15	95	1,600円/時	無
22 静岡県	33	158	1,530円/時	無
23 愛知県	22	126	1,350円/時	無
24 三重県	16	39	1,500円/時	有(240時間/年)
25 滋賀県	22	121	1,500円/時	有(20時間/月)
26 京都府	23	312	1,500円/時	無
27 大阪府	111	431	1,450円/時	有(1,080時間/年)
28 兵庫県	46	170	1,300円/時	無
29 奈良県	9	46	1,000円/時	無
30 和歌山県	7	131	2,100円/時	有(240時間/年)
31 鳥取県	16	125	3,000円/時	無
32 島根県	22	108	1,670円/時	有(240時間/年)
33 岡山県	12	77	1,500円/時	有※予算の範囲内で
34 広島県	26	247	2,000円/時	有(240時間/年)
35 山口県	11	135	1,500円/時	有(240時間/年)
36 徳島県	9	67	1,500円/時	有(240時間/年)
37 香川県	14	116	800円/時	有(144時間/年)
38 愛媛県	11	119	1,400円/時	有(240時間/年)
39 高知県	11	63	1,670円/時	無
40 福岡県	23	89	1,500円/時	無
41 佐賀県	5	32	4,000円/日	無
42 長崎県	29	168	4,000円/回(通訳介助員) 1,000円/回(移動介助員)	無
43 熊本県	18	44	1,530円/時	無
44 大分県	2	63	1,530円/時	有(240時間/年)
45 宮崎県	6	13	1,600円/時	有(8時間/日)
46 鹿児島県	8	43	1,510円/時	有(200時間/年)
47 沖縄県	18	109	1,540円/時	無

933 5491

※東京都、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県は特別支援事業の「盲ろう者社会参加等促進事業」により実施。

(出典) 平成27年度地域生活支援事業費補助金実績報告

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	第27回試験		都道府県名	第27回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
北海道	25	3	滋賀県	15	1
青森県	7	1	京都府	29	1
岩手県	2	0	大阪府	72	5
宮城県	6	0	兵庫県	52	5
秋田県	5	1	奈良県	12	1
山形県	1	0	和歌山県	20	1
福島県	18	2	鳥取県	7	4
茨城県	11	1	島根県	5	1
栃木県	8	2	岡山県	14	2
群馬県	16	2	広島県	26	7
埼玉県	82	10	山口県	16	0
千葉県	27	6	徳島県	8	1
東京都	247	35	香川県	7	0
神奈川県	80	5	愛媛県	13	2
新潟県	13	2	高知県	1	0
富山県	2	0	福岡県	33	5
石川県	11	1	佐賀県	6	0
福井県	3	0	長崎県	16	1
山梨県	6	1	熊本県	19	2
長野県	6	0	大分県	8	0
岐阜県	5	0	宮崎県	9	1
静岡県	28	2	鹿児島県	12	0
愛知県	30	4	沖縄県	7	1
三重県	12	0	合計	1,058	119

・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。

・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕政令指定都市別受験者数・合格者数

(単位：人)

政令市名	第27回試験		政令市名	第27回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
札幌市	8	1	名古屋市	9	2
仙台市	3	0	京都都市	15	0
さいたま市	6	2	大阪市	17	1
千葉市	6	2	堺市	8	1
横浜市	42	4	神戸市	18	2
川崎市	7	0	岡山市	5	1
相模原市	2	0	広島市	9	2
新潟市	5	2	北九州市	5	2
静岡市	3	0	福岡市	7	2
浜松市	2	0	熊本市	8	2
			合計	185	26

障害者芸術の支援をめぐる動き

H13

第1回 「全国障害者芸術・文化祭」を大阪府で開催

H19

「総理官邸における障害者自立支援の会」を開催
官邸南庭で、障害者施設で働く障害者が日頃の活動を披露し、安倍総理、塩崎官房長官等と直接交流する会を開催。

H20

「障害者アート推進のための懇談会」を開催
文部科学省と共同で開催し、障害者の芸術活動が施設の余暇的活動を中心とした生きがいづくりや、リハビリ向上のためのもののかから、障害者の個性や才能に目を向けた美術作品の展示会等の芸術活動を推進するため、広く関係者が意見交換を行い、必要な社会的取組について提言を行った。

H25

「安倍総理と障害者との集い～共生社会の実現を目指して～」を開催
官邸南庭で、地域において就労や芸術活動に取り組む障害者等と、安倍総理、菅官房長官、田村厚生労働大臣等と直接交流する会を開催

H26

「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」を開催
文化庁と共同して、有識者による懇談会を行い、①障害者芸術活動の「裾野を広げる」「優れた才能を伸ばす」という視点を踏まえ、②具体的な支援の在り方として、障害者の芸術作品の「相談支援の充実」「権利保護」「支援者的人材育成」「鑑賞の支援」「優れた作品の評価・発掘、保存、展示機会の確保等」「販売や商品化」「評価・発信等を行う人材育成」「鑑賞のための環境づくり」「関係者のネットワークの構築等」の必要性が報告された。

H27

「障害者の芸術活動支援モデル事業」の実施（平成26年度～平成28年度）
「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の報告を受けて、モデル事業を実施

H28

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」の設置
(文化庁と共同開催) 平成27年6月30日、12月9日、平成28年11月9日に開催
「総理と障害者の集い～「能力を生かして、生きがいを感じられる社会」の実現に向けて～」を開催
官邸南庭で、障害者の作品展示、瑞宝太鼓、石見神楽、車椅子ダンスのパフォーマンスを披露し、安倍総理、塩崎大臣等と直接交流する会を開催。

H29
(予定)

「障害者芸術文化活動普及支援事業」の実施
「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支援ノウハウを全国に展開することにより、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図る。

障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会（平成25年度）

- ◆ 障害者の芸術活動への支援の一層の推進に向け、文化庁と共同して、「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」を平成25年6月から同年7月にかけて3回開催。
- 【開催経緯】 第1回 6月11日 / 第2回 7月2日 / 第3回 7月25日
- ◆ 平成25年8月に3回の議論を踏まえた『中間取りまとめ』を公表。

(参考)障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会 構成員名簿

◆ 青柳 中規	正博	アトリエインカーブクリエイティブディレクター	独立行政法人国立美術館理事長・国立西洋美術館館長（25年7月8日付け構成員辞任）
◆ 今上	密野	アート研究総合情報センター研究員	京都大学地域研究総合情報センター研究員
◆ 中岡	太郎	一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会常務理事	一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会常務理事
◆ 光部	豊	財団法人たんぽぽの家事務局長	財団法人たんぽぽの家事務局長
◆ 重	木	特定非営利法人障碍者芸術推進研究機構天才アートミュージアム副理事長・京都市教育委員会指導部総合育成支援課参与	特定非営利法人障碍者芸術推進研究機構天才アートミュージアム副理事長・京都市教育委員会指導部総合育成支援課参与
◆ 田鈴	京子	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業企画課長	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業企画課長
◆ 田中	万里絵	芸術活動を行っている当事者	芸術活動を行っている当事者
◆ 端田	博一	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事
◆ 廣中久保	恵昭	社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団企画事業部次長	社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団企画事業部次長
◆ 廣日比野	彦克	弁護士	弁護士
◆ 廣坂保	二朗健	東京芸術大学教授	東京芸術大学教授
◆ 郷本	寛寛	独立行政法人国立美術館・東京国立近代美術館主任研究員	独立行政法人国立美術館・東京国立近代美術館主任研究員
		(敬称略・50音順)	(敬称略・50音順)

障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会 中間とりまとめの概要

(平成25年8月)

障害者の芸術活動の意義

- 障害者の芸術活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共生する社会を実現していく上で非常に重要な意義を有している。
- 障害者が生み出す芸術作品は、これまでの芸術の評価軸に影響を与える、芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で、芸術文化の発展に寄与する可能性を有する。

障害者の芸術活動への支援の方向性

「裾野を広げる」という視点と、「優れた才能を伸ばす」という視点を踏まえ、仕組み作りを行っていくことが重要

障害者の優れた芸術作品の展示等を推進するための仕組み

- ◆ 障害者やその家族、障害者等に対する支援の在り方
- ◆ 相談支援の充実
- ◆ 障害者の芸術作品に関する権利保護
- ◆ 地域において障害者の芸術活動を支援する人材の育成
- ◆ 障害者による芸術鑑賞への支援
- ◆ 優れた芸術作品の評価・発掘、保存、展示機会の確保等
- ◆ 作品の販売や商品化への支援
- ◆ 障害者の芸術作品の評価・発掘、発信等を行う人材の育成
- ◆ 障害者の芸術鑑賞のための環境づくり
- ◆ 障害者やその家族、障害者等の芸術活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校等の職員、障害者の芸術活動に理解のある美術関係者等のネットワーク構築

関係者のネットワークの構築等

- ◆ 障害者やその家族、障害者等の芸術活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校等の職員、障害者の芸術活動に理解のある美術関係者等のネットワーク構築

平成28年度 構成員の芸術活動支援モデル事業の概要

[平成28年度予算額 109,645千円]

- 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会中間とりまとめ(平成25年8月26日)を踏まえ、芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等で障害者の芸術活動(※)の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、その成果を普及することにより障害者の芸術活動の支援を推進。

1. 対象事業・補助上限額・補助率

(1)障害者芸術活動支援センター
の設置
(必須事業)

美術活動に取り組む障害者やその家族、支援者に対する支援を推進するため、障害者による美術活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、美術活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくりや展示会の開催を行うことを目的として設置。
加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムにより効果的な展開を図るための取組を行う。

定額 (対象経費の10／10)
補助率

(2)協力委員会の設置
(必須事業)

事業実施計画やその進捗状況の確認、事業実施の協力をを行う協力委員会を設置。
(構成員)
・実施団体の代表
・都道府県の障害福祉担当職員
・障害者の美術活動を支援する団体の代表
・福祉事業所が加盟する団体の代表
・学芸員、弁護士など

(3)調査・発掘、評価・発信
(任意事業)

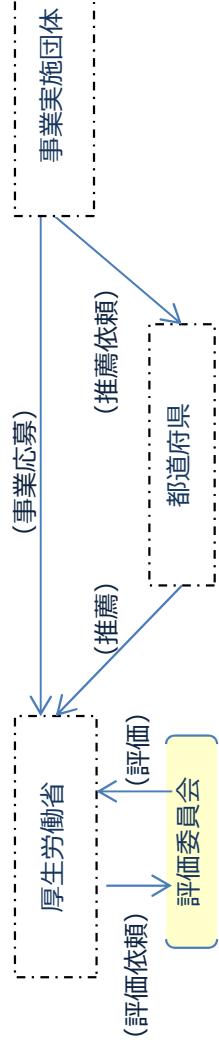
学芸員と実施団体が連携して、作品と制作する障害者の調査・発掘を行って、専門家による評価委員会で評価し、企画展により発信する一連のプロセスを実施

(4)モデル事業連携事務局の設置
(任意事業)

モデル事業連携事務局を設置し、次の事業を行う。
ア. 実施団体間の連絡調整、全体会議の企画、モデル事業の成果報告のとりまとめイ. 実施団体間の情報共有、意見交換を行うための連絡会議設置ウ. 障害者団体芸術ネットワークとの連携エ. 文化プログラム調査・研究のとりまとめ
※(1)～(3)までの事業を全て行う実施団体の中から1団体を選定

2. モデル事業の実施団体の選定の流れ

- 各都道府県が推薦してきた団体の事業内容について、外部有識者から構成される『評価委員会』において総合的な評価を行い、予算の範囲内で実施団体を決定



障害者の芸術活動支援モデル事業の実施団体

[平成28年度 採択団体 (10団体)]

<芸術活動支援センター (10団体)>

- (NPO)アートNPOゼロダテ (秋田県)
- (福)みぬま福祉会 (埼玉県)
- (福)みんなでいきる (新潟県)
- (福)ハケ岳名水会 (山梨県)
- (NPO)ライフサポートはる (佐賀県)

<調査、発掘・評価、発信 (5団体)>

- (福)ゆうゆう (北海道)
- (NPO)エイブル・アート・ジャパン (宮城県)
- (福)愛成会 (東京都)
- (一財)たんぽぽの家 (奈良県)
- (福)グロー (滋賀県)

<連携事務局 (1団体)>

- (福)グロー (滋賀県)



出典：

障害者の芸術活動支援モデル事業 [厚生労働省] <http://renkei-sqsm.net/about> を元に作成

障害者の芸術活動支援モデル事業における 成果につながる取組事例

事業内容	成果につながる取組事例
(1)障害者相談支援センターの設置	
①相談への適切な対応	<ul style="list-style-type: none">・相談対応シートの導入・弁護士を交えた相談の振り返り・記録のデータベース化 等
②障害者の美術活動を支援する人材の育成	<ul style="list-style-type: none">・先進事例の見学・現場体験プログラムの提供・シンサルテーションの実施 等
③関係者のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none">・地域間や学芸員同士のネットワーク構築・特別支援学校へのアプローチ 等
④美術活動を支援する者が参加して企画する展示会	<ul style="list-style-type: none">・展示スペースや公募展の情報収集・提供・展示ノウハウ研修会 等
(2)協力委員会の設置	<ul style="list-style-type: none">・大学教員や市民活動団体からの委員の任用等
(3)調査・発掘、評価・発信	<ul style="list-style-type: none">・作品や作者情報の収集・評価ポイントの明示・市民による身近な場での展示・発信 等

平成28年度に見込まれる成果

年次	実施団体数	内容
平成26年度	5団体	相談、人材育成、権利保護の3つを切り口に、各実施団体の取組概要をまとめます。
平成27年度	7団体	相談支援支援の実績をまとめるとともに、各実施団体の取組から、特に成果を生み出した51事例をその取組にいたった課題意識ごとに整理する。 また、モデル事業に取り組む意義について、各実施団体からの寄稿をまとめます。
平成28年度	10団体	平成27年度にとりまとめた51事例から、実施地域に よらず支援センターを運営する上で必須となる取組 13事例・項目について、より詳細な取組事例及び相 談記録の方法や研修プログラム等を一般化した内容 を整理し、「支援センター運営マニュアル」を作成する。

障害者の芸術文化活動に関する予算（平成29年度予算案）【厚生労働省】

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業 [平成29年度予算案] 202,670千円（平成28年度予算額 109,645千円）

〔事業内容等〕

「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。平成29年度以降は、美術作品のみならず、演劇、音楽等の舞台作品に対する支援体制の充実を図る。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援(都道府県内の相談支援、人材育成等)
 - (2) ブロックレベルにおける地域支援(実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等)
 - (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)
- 〔実施主体〕社会福祉法人、NPO法人、美術館等 (実施団体は、都道府県の推薦を受けた上で、公募により選定)
〔補助率〕 定額(10／10相当)

2. 障害者芸術・文化祭の開催 [平成29年度予算案] 45,000千円（平成28年度予算額 40,244千円）

〔事業内容等〕

① 障害者芸術・文化祭開催事業
文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。
※ 平成29年9月1日～11月30日 奈良県で開催予定

- ② 開催県におけるコーディネーターの配置（新規）
開催県（奈良県）が主体となって、各地域で開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 [平成29年度予算案] 地域生活支援促進事業（34億円）の内数

〔事業内容等〕

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、平成29年度奈良県で開催する全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く。)実施する。

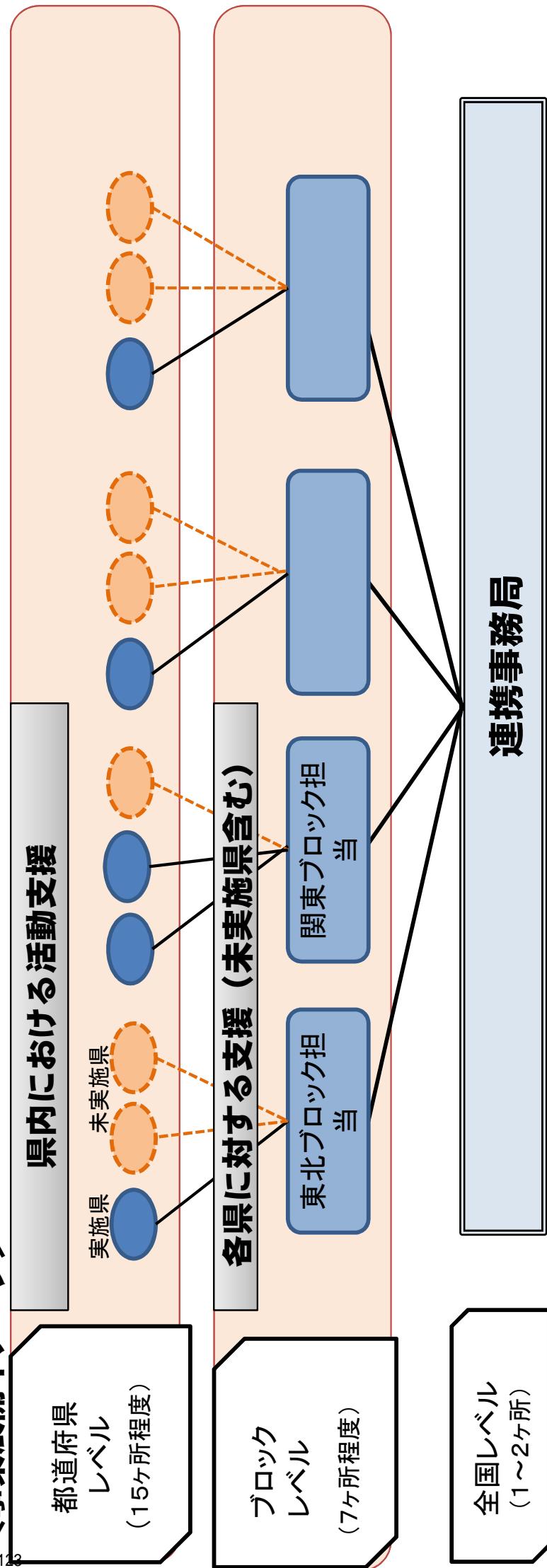
〔実施主体〕 都道府県(障害者芸術・文化祭の開催県を除く。)
〔補助率〕 1／2

障害者芸術文化活動普及支援事業（新規）

[平成29年度予算案 202,670千円]

- 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図る。
 - (1) 都道府県レベルにおける活動支援（都道府県内の相談支援、人材育成等）
 - (2) ブロックレベルにおける地域支援（実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等）
 - (3) 全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）
- 平成29年度以降は、美術作品のみならず、演劇、音楽等の舞台作品に対する支援体制の充実を図る。
 - [実施主体] 社会福祉法人、NPO法人、美術館等（実施団体は、都道府県の推薦を受けた上で、公募により選定）
 - [補 助 率] 定額(10／10相当)
 - ※ ただし、平成30年度は、実施主体を都道府県にすることを予定。（国と都道府県の補助事業の位置付け）

＜事業展開イメージ＞



障害者芸術文化活動普及支援事業の概要

- 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。
- 平成29年度以降は、美術作品のみならず、演劇、音楽等の舞台作品に対する支援体制の充実を図る。

1. 対象事業

(1) 都道府県レベル

障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を行う事業所を支援する「支援拠点」を設置し、次の事業を行う。

ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援（支援方法、著作権保護、鑑賞支援等）、支援者的人材育成、ネットワークづくり、展示会の開催等
イ 事業実施計画や進捗状況の確認、事業実施の協力をを行う協力委員会の設置
ウ 芸術作品を制作する障害者や作品の調査・発掘、専門家による評価や企画展による発信等の実施

事業内容

124

(2) ブロックレベル

各支援拠点をブロック単位で支援する「広域支援拠点」を設置し、次の事業を行う。

ア 實施都道府県の支援拠点に対する相談支援、情報提供等
イ 未実施都道府県の事業所等に対する相談支援等
ウ 事業所育成、人材育成のためのブロック研修
エ ブロック内の状況把握、ネットワーク体制の構築
オ 障害者団体等との連携

(箇所数) 15ヶ所程度

(3) 全国レベル

各広域支援拠点を横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。

ア 広域支援拠点に対する支援
イ 広域支援拠点間の連絡調整、情報共有、意見交換等の実施
ウ 全国的情報収集・発信、ネットワーク体制の構築
エ 全国の成果報告のとりまとめ、発信等
オ 障害者団体等との連携

(箇所数) 1～2ヶ所

2. 實施団体の選定の流れ

外部有識者から構成される『評価委員会』において総合的な評価を行い、予算の範囲内で実施団体を決定
(都道府県レベルでの実施団体は、都道府県からの推薦を予定)

事業実施団体



都道府県レベルのみ

障害者芸術・文化祭開催事業

[平成29年度予算案 45,000千円] (平成28年度予算額 40,244千円)

目的

障害者芸術・文化祭は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加者の促進に寄与することを目的とする。

主 催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村等

事業内容

1 文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

<実施内容の例>

- (1) 文芸（短歌、俳句、川柳等）
- (2) 美術（絵画、彫刻、工芸、書道、写真、タイプアート等）
- (3) 音楽（合唱、音乐会、演奏会、ジョイントコント等）
- (4) 演劇祭
- (5) 伝統芸能（神楽等）
- (6) 舞踊（日本舞踊、バレエ、社交ダンス等）
- (7) 演芸（手話落語等）
- (8) 障害者の福祉に関するシンポジウム
- (9) 映画（バリアフリー映画上映）等

2 開催県におけるコーディネーターの配置（新規）

開催県（奈良県）が主体となつて、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

（参考）開催状況等

第1回(H13)大阪府	第6回(H18)沖縄県	第11回(H23)埼玉県	第16回(H28)愛知県	第21回(H33)和歌山県
第2回(H14)岐阜県	第7回(H19)長崎県	第12回(H24)佐賀県	第17回(H29)奈良県	第30回(H34)鹿児島県
第3回(H15)東京都	第8回(H20)滋賀県	第13回(H25)山梨県	第18回(H30)大分県	第31回(H35)新潟県
第4回(H16)兵庫県	第9回(H21)静岡県	第14回(H26)鳥取県	第19回(H31)宮崎県	第32回(H36)宮崎県
第5回(H17)山形県	第10回(H22)徳島県	第15回(H27)鹿児島県	第20回(H32)宮崎県	

2020年東京オリンピック・パラリンピック組織委員会公認プログラム

第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会【開催結果】



《開催概要》

開催期間 2016年12月9日(金)～11日(日) ※美術・文芸作品展は12月3日～11日
会場 名古屋市中区周辺 6会場
(愛知芸術文化センター、名古屋市民ギャラリー栄、名古屋栄三越 等)

開催目的 障害のある方の文化芸術活動を通して、国民の障害への理解と認識を深める
とともに、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。
開催内容 全国公募による美術・文芸作品展及び舞台・ステージ発表、講演会や障害者
スポーツの紹介など障害の有無に関わらず参加できる交流事業の実施



○参加・活躍の機会の拡大

- ・来場者数 59,062人、公募作品数 803 作品、公募舞台・ステージ発表 60 団体（全国大会過去最大規模）
- ・全国大会初となる、他県で開催するサテライト型の芸術文化祭と連携した作品展示を実施

サテライト開催県の作品展示の様子



(大分県)
(奈良県)



公募ステージの様子



公募作品展の様子

東京藝術大学&愛知県立芸術大学オーブニシングュンサート
「聞こえる色、見える音inあいち」の様子

○新たな文化芸術の創造
あいち大会のために新たに作詞、作曲、舞台美術等を創作し
公募により集まった、障害のある方を含む総勢 116 名による
プロデュース舞台「親指王子」を公演



プロデュース舞台「親指王子」の様子

○あらゆる人の参加・交流

・大学やNPO等と連携し、障害の有無に関わらず
一緒に楽しめ、交流が図られるプログラム
を積極的に展開

東京藝術大学COI拠点、名古屋大学
による触れる絵画・彫刻の様子



・多くの方が、大会運営を支えるボランティア
として、会場案内や作品看板、作品を解説する
ガイドボランティアとして活躍（登録数 167 名）

活動前のミーティングの様子



障害のある子どもたちがステージに登壇し、音楽の振動を身感する様子



2020年東京オリンピック
種目クライミング体験
(NPO法人
モンキーマジック)



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた 障害者の芸術文化振興に関する懇談会の開催

- ◆ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行う。
- ◆ 平成27年6月30日、12月9日、平成28年11月9日に開催。

構成員

- ◆ 今 中 博 之 社会福祉法人素王会理事長
アトリエインカーブクリエイティブディレクター
- ◆ 上 野 郎 太 真 司 一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会常務理事
- ◆ 岡 田 林 豊 一般財団法人たんぽの家常務理事
- ◆ 小 重 光 鳥取県福祉保健部障がい福祉課長
- ◆ 柴 田 豊 特定非営利法人障碍者芸術推進研究機構天才アートミュージアム副理事長
- ◆ 鈴 木 京 子 京都市教育委員会指導部総合育成支援課参与
- ◆ 田 正 恵 博 公益社団法人全国公立文化施設協会事務局参与
- ◆ 田 端 弘 一 出雲市芸術文化振興アドバイザー
- ◆ 田 和 彦 全国障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業プロデューサー
- ◆ 野 洙 健二朗 全国手をつなぐ育成会連合会統括
- ◆ 日比野 建二郎 社会福祉法人グロー（GLOW）～生きることが光になる～法人本部企画事業部総括
- ◆ 保 坂 寛 毎日新聞論説委員
- ◆ 「○」は座長 東京芸術大学美術学部教授
- ◆ 保 坂 健二朗 独立行政法人国立近代美術館主任研究員
- ◆ 本 郷 寛 東京芸術大学美術学部教授
- ◎ 「○」は座長

オブザーバー

- ◆ 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局
- ◆ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
- ◆ 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
- ◆ 外務省（大臣官房文化交流・海外広報課）
- ◆ 独立行政法人国際交流基金
- ◆ 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- ◆ 関係自治体 等

2020年東京オリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会（商品展示会）

（NPO）エイブル・アート・ジャパン（宮城県）

Able Art Company

障害のある人のアートを仕事をつなげる

2007年に障害のある人がアート仕事をつくることを目的に誕生。障害のある人のよき活動や才能を引き出すことで、社会に貢献するためのデザインで、世界に広げています。これまで、多くのアーティストが活躍しています。（2019年1月現在）
1. コンペ形式の審査下し！ BEAMS JAMMY White RIDEON Project
2. 障害者アート展開催
3. 障害者アートの作品制作



11/9懇談会での商品展示会の風景



（福）みぬま福祉会（埼玉県）

アーティストのデザインと企業（BEAMS）との連携によって生まれたシャツと財布



（福）みんなでいきる（新潟県）

アーティストが製作したクリスマスキャンドル



（福）ハケ岳名水会
(山梨県)

農福連携により収穫されたお米に、アーティストの書をラベルとして活用



（一財）たんぽぽの家（奈良県）

アーティストのデザインを活用したポーチや靴下



（福）グロー（滋賀県）

アーティストのデザインを活用した一筆箋



△ 平成28年11月9日、第3回目の懇談会を開催

△ 会場内で、障害者アートを活用した商品展示会を開催

△ 障害者の芸術活動支援モデル事業の実施団体のうち、6団体が参加

△ 懇談会出席者や傍聴者に、企業との連携や創意工夫のある芸術性の高いアートを活用した商品に触れる機会を提供

障害者の文化芸術活動を推進するネットワーク

目的

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害者の芸術活動の裾野を広げるとともに、芸術活動を架け橋として、多様な文化・価値観を認め合う社会を創造することを目的にネットワークが発足。（平成27年7月28日設立）

事業内容

- (1) 構成団体間相互の情報交換事業
- (2) 障害者の文化芸術活動を推進するための啓発及び情報発信事業
- (3) 構成団体が独自に実施する事業等への共催、後援 等

参加団体等

【事務局】 全国手をつなぐ育成会連合会 [会長] 久保厚子（全国手をつなぐ育成会連合会 会長）

【構成団体】 26団体（平成28年10月時点）

- | | | |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| (福) 日本身体障害者団体連合会 | (公社) 全国脊髄損傷者連合会 | (福) 日本盲人会連合 |
| (一財) 全日本ろうあ連盟 | (一社) 全国肢体不自由児者父母の会連合会 | (福) 全国重症心身障害児（者）を守る会 |
| 全国手をつなぐ育成会連合会 | (公財) 日本知的障害者福祉協会 | (特非) 全国地域生活支援ネットワーク |
| (公社) 全国精神保健福祉社会連合会 | (一社) 日本精神科看護協会 | (一社) 日本自閉症協会 |
| (一社) 日本発達障害ネットワーク | 全国社会就労センター協議会 | (特非) DPI日本会議 |
| 全国社会福祉法人経営者協議会 | 全国身体障害者施設協議会 | (特非) 日本相談支援専門員協会 |
| (一社) 日本精神保健福祉事業連合 | (一社) 全国児童発達支援協議会 | (一社) 全国知的障害児者生活サポート協会 |
| (公財) 日本ダウン症協会 | バリアフリー映画研究会 | (福) 全国盲ろう者協会 |
| (福) 日本肢体不自由児協会 | (特非) 手話ダンスYOU&I | |

BIG-iとは？

「国際障害者交流センター（愛称ビッグ・アイ）」は、「国際・障害者の十年」を記念して、全国の障がい者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボル的な施設として、建設されました。



BIG-iは、三つの基本理念に基づき、四つの機能を活用して、四つの事業を開展します。



三つの基本理念

1. 障がい者が主役
2. 芸術・文化活動や国際交流を通して障がい者の社会参加の促進
3. 多くの人に親しまれる施設



四つの機能



◎多目的ホール



◎研修室



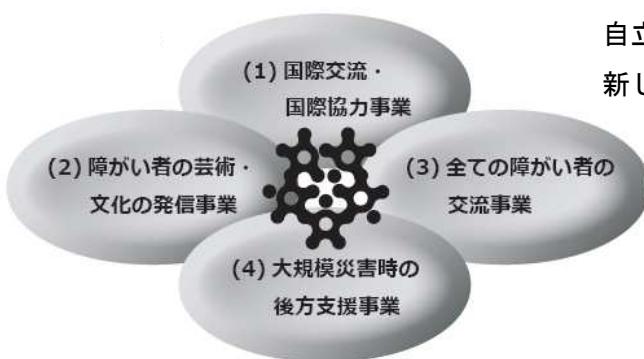
◎宿泊室



◎レストラン



四つの事業



自立、参加、そして交流

新しい時代のノーマライゼーションのために

Independence : 自立

Information : 情報

Intercommunication : 交流

International : 國際的



完全バリアフリー対応であらゆる人々にとって利用しやすく、また障がいのある人もない人も、誰もが参加・交流できる施設です。

1) 共生社会のモデル施設としての役割	・鑑賞サポート ・アウトリーチ ・啓発 など
2) 自己実現と自立につなげる	・アートプロジェクト ・シアタープロジェクト ・劇場体験プログラム など
3) 異文化の交流	・アートフェスティバル ・アートキャンプ ・国際会議、海外展覧会への出品と作家間の交流 など
4) 災害時の後方支援	・災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成講座 ・災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成講座 など
5) 情報発信	・情報誌 i-co の発刊 ・WEBへの情報発信、提供 など
6) 地域、他機関との交流および連携事業	・ボランティア養成と協働 ・産官学との連携事業の実施 ・職場体験 など

 **ビッグ・アイ**
国際障害者交流センター

〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1
TEL : 072-290-0962 FAX : 072-290-0972
e-mail : info@big-i.jp http://www.big-i.jp

平成 28 年度国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の実施事業

平成 28 年度に実施した事業の一覧です。29 年度の事業は随時、ホームページで公開します。

視察としてご鑑賞・ご見学をご希望の方は、ビッグ・アイまでご連絡をお願いします。

<https://www.big-i.jp/>

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	ビッグ・アイ アートプロジェクト 巡回展「共振×響心」	2016 年 5 月 2 日～9 日	東京・渋谷 東急文化村	国内外の障がいのある人を対象にしたアート作品を公募し、美術専門家などによって選ばれた 50 作品を 3 カ所で巡回展を実施。
		2016 年 5 月 12 日～15 日	神奈川・横浜 横浜ラポール	
		2016 年 5 月 17 日～6 月 5 日	石川・金沢 金沢 21 世紀美術館	
2	ビッグ・アイ アートプロジェクト アートキャンプ	2016 年 8 月 13 日・14 日	ビッグ・アイ 研修室他	障がいの有無や種別、年齢に関らず、多様な人が集まり一つのアート作品を 2 日間で創作するワークショップ。ワークショップ期間中には、アート創作以外に交流会やリクレーションなどいろんなプログラムを通じて交流を深めていく宿泊型ワークショップ。
3	災害時の要援護者支援人材育成事業 ①②災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成講座 ③災害時要配慮者支援ボランティアリーダー養成講座	①1/19～20 ②1/24～25 ③2/23～24	①大阪：ビッグ・アイ ②横浜：横浜ラポール ③大阪：ビッグ・アイ	①②視覚障がい者・聴覚障がい者の特性に特化した災害時支援リーダー養成及び平時の防災・減災活動のあり方を学ぶ講座を開催した。 ③平時の防災活動や支援体制づくりを目的として、障がい当事者・支援者の講義とワークショップによる防災・減災講座を開催した。
4	知的・発達障がい児者のための劇場体験プログラム	2016 年 10 月 23・29 日 ・11 月 6 日	ビッグ・アイ 多目的ホール	様々な理由で近隣の劇場で鑑賞のできない知的・発達障がい児(者)が劇場の「しくみ」や公演中のおこる「出来事」について鑑賞体験を通じて鑑賞マナーやルールを学べる体験型の公演。映画・音楽・演劇とジャンルの違う内容で 3 回実施した。
5	ビッグ・アイ アート フェスティバル	2016 年 11 月 26・27 日	ビッグ・アイ 多目的ホール他 (全館)	障がいのある人、ない人が共に表現者として、参加者として多様な芸術文化に触れ、感動を分かち合える総合芸術祭。多様な障がいに対応した鑑賞サポートや舞台サポートを実施した。



国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業企画課
〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台 1-8-1
TEL 072-290-0962
FAX 072-290-0972
E-Mail info@big-i.jp

普及啓発の推進

厚生労働省では、ステッカー、リーフレット（一般用、医療機関向け）ポスターを作成し、自治体等を通じて配布している。

リーフレット
（一般向け）

リーフレット
（医療機関向け）

ステッカー



ポスター



政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン！～障害のある方のパートナーもつと理解しよう！ほじよ犬のこと」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14097.html>

政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン！～障害のある方のパートナーもつと理解しよう！ほじよ犬のこと」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14097.html>

「障害者週間」身体障害者補助犬普及啓発イベント(概要)

- 目的　日頃、障害者問題に关心のない一般市民に対し、『身体障害者補助犬法』の周知を図り、正しい理解を促すことで、補助犬を同伴する身体障害者の更なる自立と社会参加に寄与する事を目的とする。また、実際の障害者の話を聞くことで、障害者問題を考えるきっかけ作りとする。
- 内容　身体障害者補助犬法、及び身体障害者補助犬について理解を深めるテーマを設定。盲導犬、介助犬、聴導犬それぞれのデモンストレーション、補助犬使用者によるトークショードを実施。

	日時	場所
平成18年度	12月4日	有楽町マリオン11F有楽町朝日スクエア
平成19年度	12月4日	
平成20年度	12月3日	
平成21年度	12月4日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成22年度	12月4日	
平成23年度	12月4日	
平成24年度	9月30日 12月2日	ららぽーと甲子園(尼崎市) ららぽーと横浜(横浜市)
平成25年度	9月29日 12月7日	ららぽーと甲子園(尼崎市) ららぽーと横浜(横浜市)
平成26年度	9月28日 12月6日	ららぽーと甲子園(尼崎市) ららぽーと横浜(横浜市)
平成27年度	10月3日 10月4日 12月5日	阪急うめだ本店(大阪市) ららぽーと甲子園(尼崎市) ららぽーと横浜(横浜市)
平成28年度	10月1日 12月3日 3月29日	阪急うめだ本店(大阪市) ららぽーと横浜(横浜市) ららぽーとEXPOCITY(吹田市) (予定)



平成28年10月1日　阪急うめだ本店でのイベント

認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

■ 認定補聴器専門店

公益財団法人テクノエイド協会が補聴器販売店からの認定申請に基づき、その店舗の補聴器販売事業が補聴器の適正な販売を行うために遵守すべきものとして定めている「認定補聴器専門店業務運営基準」に適合している補聴器販売店を認定し、当協会の認定補聴器専門店登録簿へ登録、認定証書を交付している。

[認定補聴器専門店] 712店（平成29年2月現在）

<https://www5.techno-aids.or.jp/shop/search.php>

■ 認定補聴器技能者

補聴器を購入される方の使用目的、使用環境、希望価格等についての相談に応じ、補聴器の適合調整、補聴効果の確認及び使用指導を適切に行うことのできる専門的な知識及び技能を習得した者を、公益財団法人テクノエイド協会が「認定補聴器技能者」として認定している。

[認定補聴器技能者試験合格者数（累計）] 3,699名（平成28年3月末現在）

[認定補聴器技能者登録者数] 3,233名（平成29年2月現在）

<http://www.techno-aids.or.jp/senmon/hocho.shtml>

障害者自立支援機器等開発促進事業

[平成29年度予算案 161,933千円] (平成28年度予算額 158,120千円)

【事業目的】

障害者の自立や社会参加を支援する機器や技術の開発は、マーケットが小さい、経費的な問題からモニター評価が行えないといった理由から、実用的製品化が進んでいない状況にある。そこで、開発企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行うことで、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進する。

【事業内容】

- (1) 障害者の自立支援機器の開発(実用的製品化)に対する助成
(平成29年度は、「開発テーマに「障害者の就労支援機器」を追加)
- (2) シーズ・ニーズマッチング事業

【実施主体】

民間団体 ((1)は、民間団体が開発企業等を公募して開発費を助成)

【補助率】

平成29年度は、(1)は2／3にかさ上げ(大企業(資本金3億円超)は1／2)、(2)は定額(10／10相当)

シーズとニーズのマッチング

ユーザー・支援者
(ニーズ)

障害者、家族
事業所職員等

支援機器に関する
ニーズ、生活における
困りごと等を開発側に伝える。

シーズ把握から製品販売までのイメージ図

開発企業、研究者
等

ニーズを的確に捉えた
支援機器の開発着手

障害当事者との意見交換にてニーズを把握、開発の着想を得る。

開発～試作～実証実験～製品化

モニター評価

試作〇号機

普及

製品の普及

実用的製品化

※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作までには至っていないものが対象

(1) 実用的製品化開発に要する費用の助成

(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業

シーズ・ニーズマッチング交流会「2016」の開催

【大阪開催】

開催期間：平成29年1月19日(木)10:00～16:00

開催場所：OMM(大阪マーチャンダイズマート)2階Aホール

出展参加：60企業・団体

特別企画：「障害者自立支援機器の開発を考えるシンポジウム」

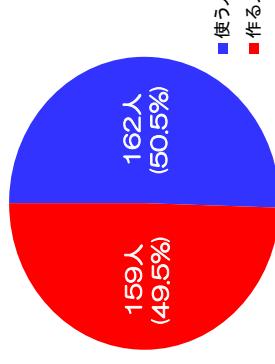
交流の様子



シンポジウムの様子



一般来場者数		合計	
使う人	作る人	使う人	作る人
162人	159人	321人	



【東京開催】

開催期間：平成29年2月3日(金)10:00～16:00

開催場所：TOC有明 4階コンベンションホール

出展参加：72企業・団体

特別企画：平成28年度採択企業 成果報告会(16企業・団体)

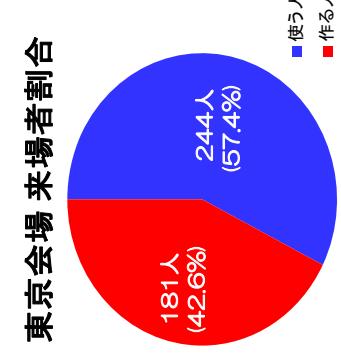
交流の様子



成果報告会の様子



一般来場者数		合計	
使う人	作る人	使う人	作る人
244人	181人	425人	



シーズ・ニーズマッチング交流会2016 参加者の感想

【一般来場者の声】

目新しいものがあつて良かった。他障害の方の情報もあって良かった。

新しい機器を体験できて、とても良かった。

当事者が自立した活動が増え、豊かに生きていける未来が本当に近づいていくと感じた。

技術がどんどん進んできていることが実感できた。

障害者の方々がどんな悩み苦しみを持っているのか、一部でも知ることができた。

各企業の話を通じて障害者の方のニーズを感じることができた。

【出展者の声】

当事者と企業がじっくり、ゆっくり話せる場という点を大いにアピールし、今後も継続してほしい。

自社で開発中の製品について多くの意見を収集することができた。

昨年の交流会がきっかけで企業と繋がりができ、検討を重ねた試作品の展示があり良かった。

新しい人に知つてもうたためのきっかけになり、行政関係者とも繋がりができて良かった。

来場者及び参加者に対して研究開発助成制度の周知や説明を行うことができて良かった。

来場者アンケート【来年も参加したいですか？】 n=388

No.	選択肢	回答数	割合
1	是非参加したい	142	36.6%
2	参加したい	185	47.7%
3	どちらとも言えない	61	15.7%
4	参加したくない	0	0.0%
5	全く参加したくない	0	0.0%

